

建設産業行政の最近の動き

令和 8 年 6 月

関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

第三次・担い手3法改正

建設業就業者の現状

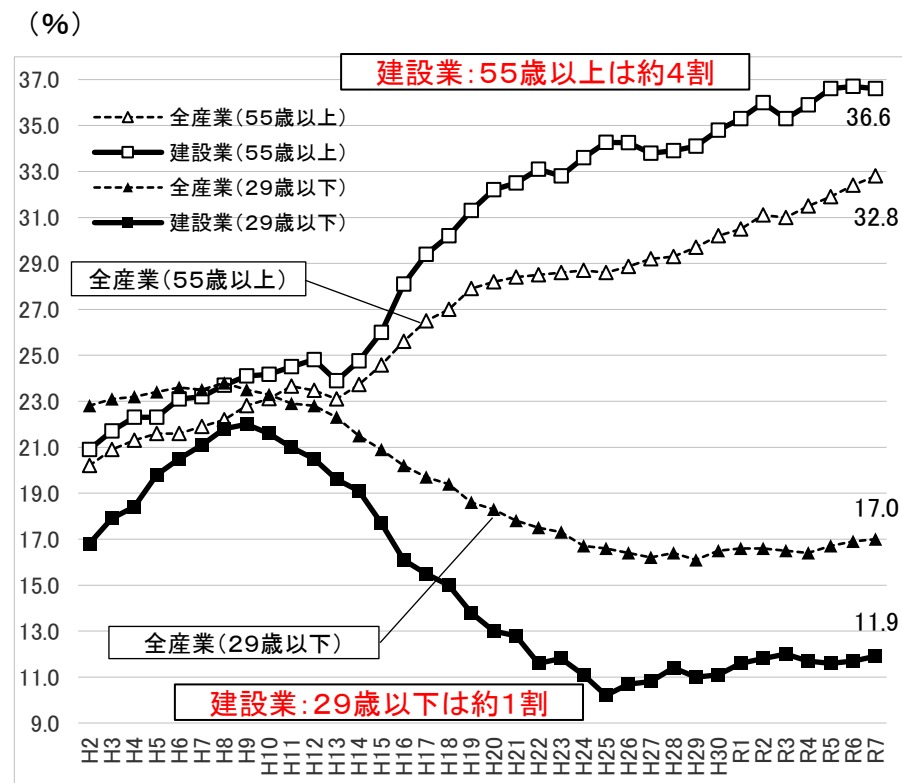
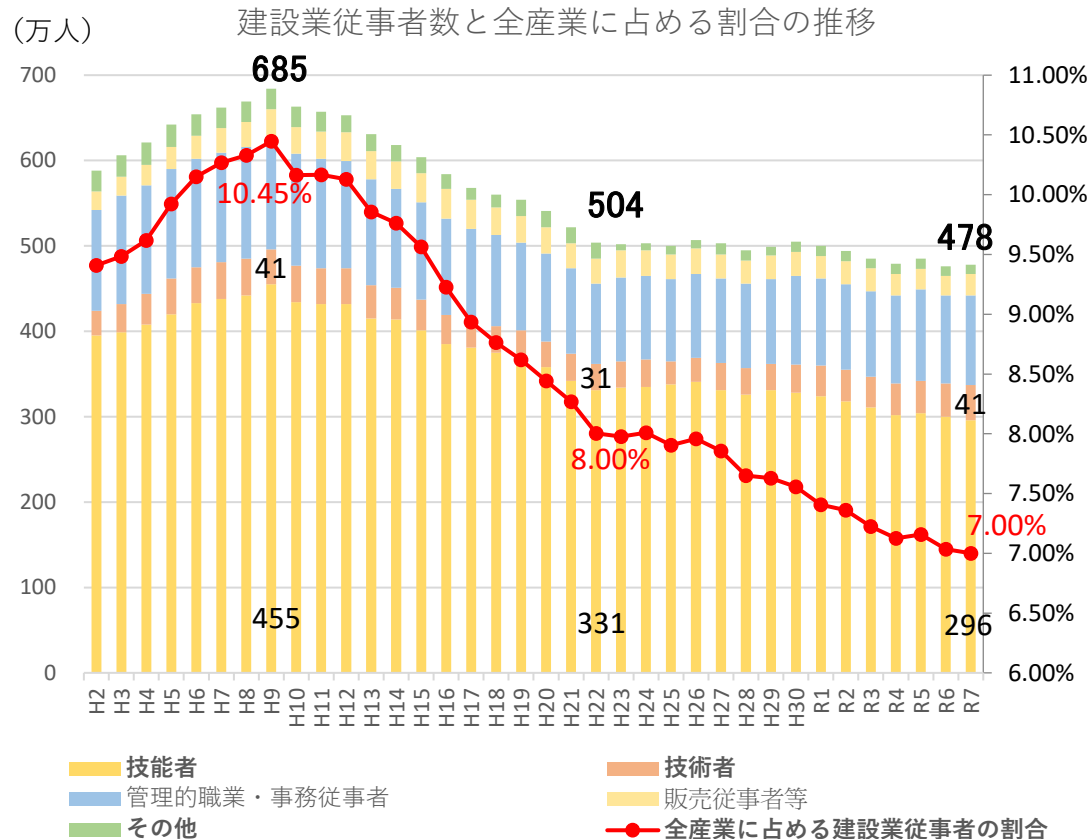
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 478万人(R7)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 41万人(R7)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 296万人(R7)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



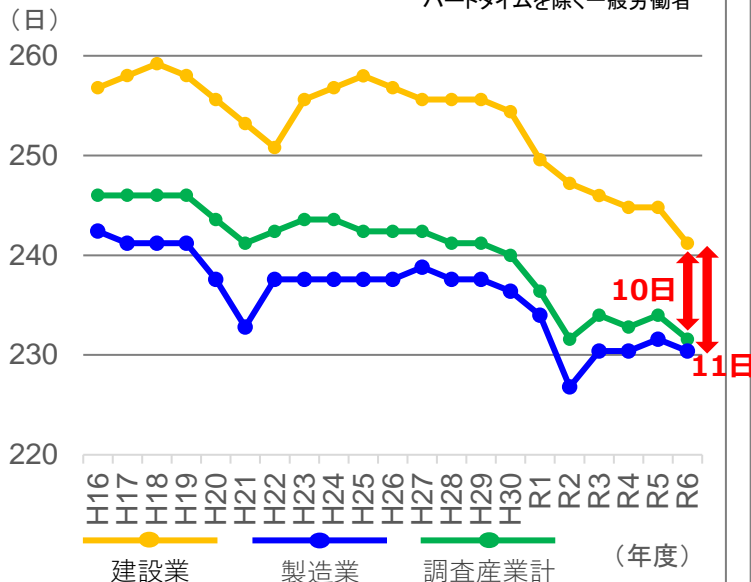
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

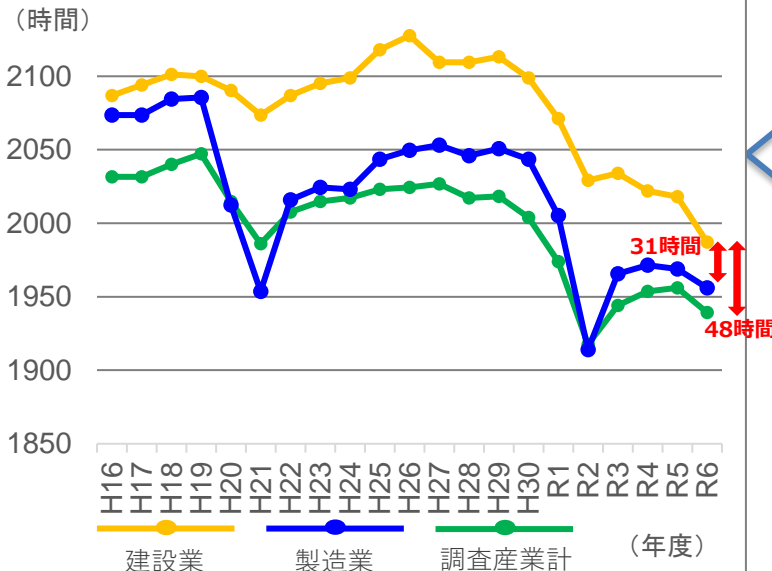
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

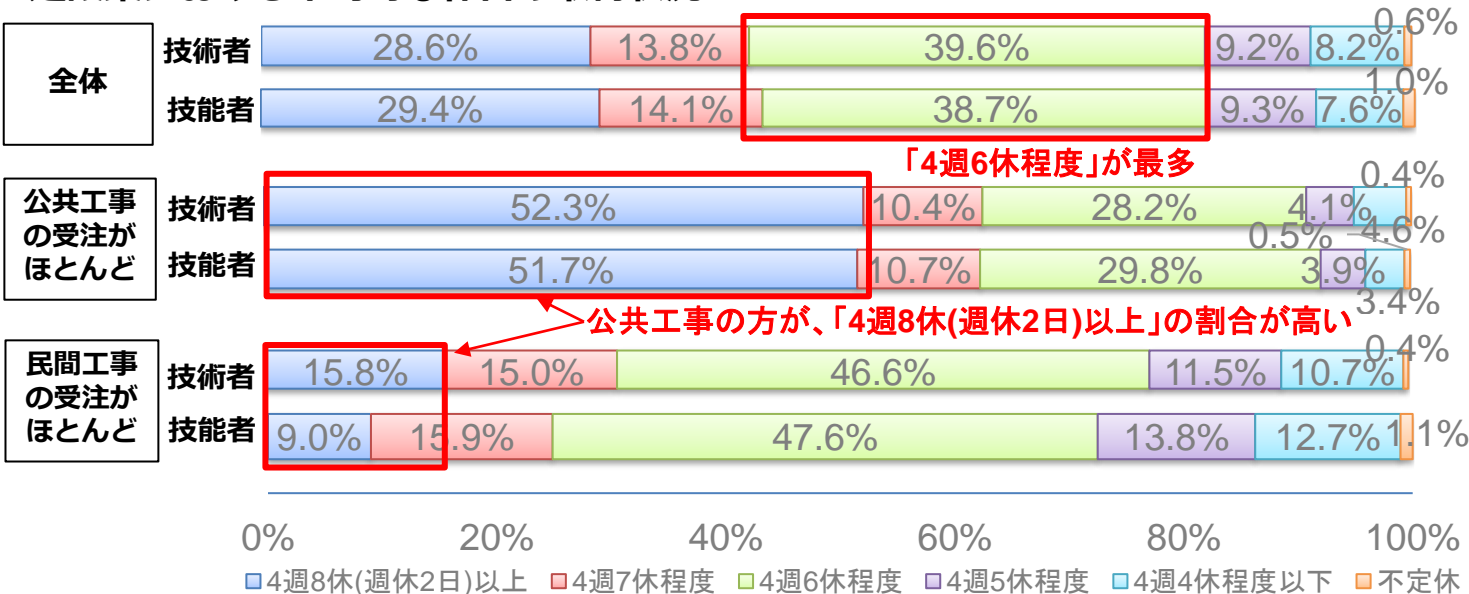
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「令和6年度 適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年
全産業 508万円/年 (+3.1%) 1,956時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)

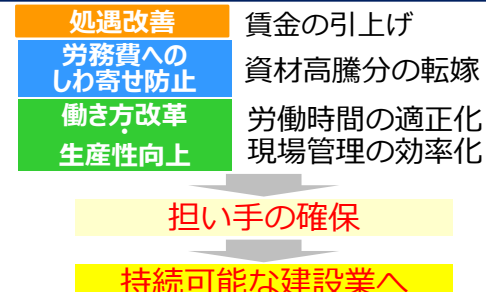
※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。



概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○「労務費に関する基準」の勧告

・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

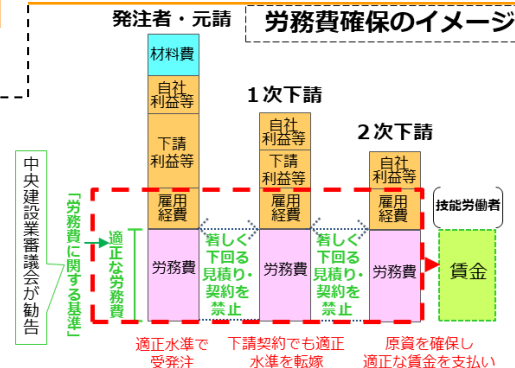
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行
それ以外：令和6年施行済

令和6年施行により中建審に作成権限が付与
→令和7年12月2日に作成され、実施が勧告された



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務*

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○ICTを活用した生産性の向上

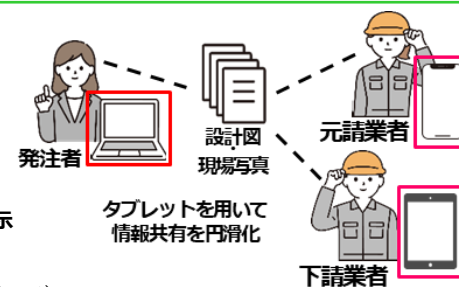
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 *多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

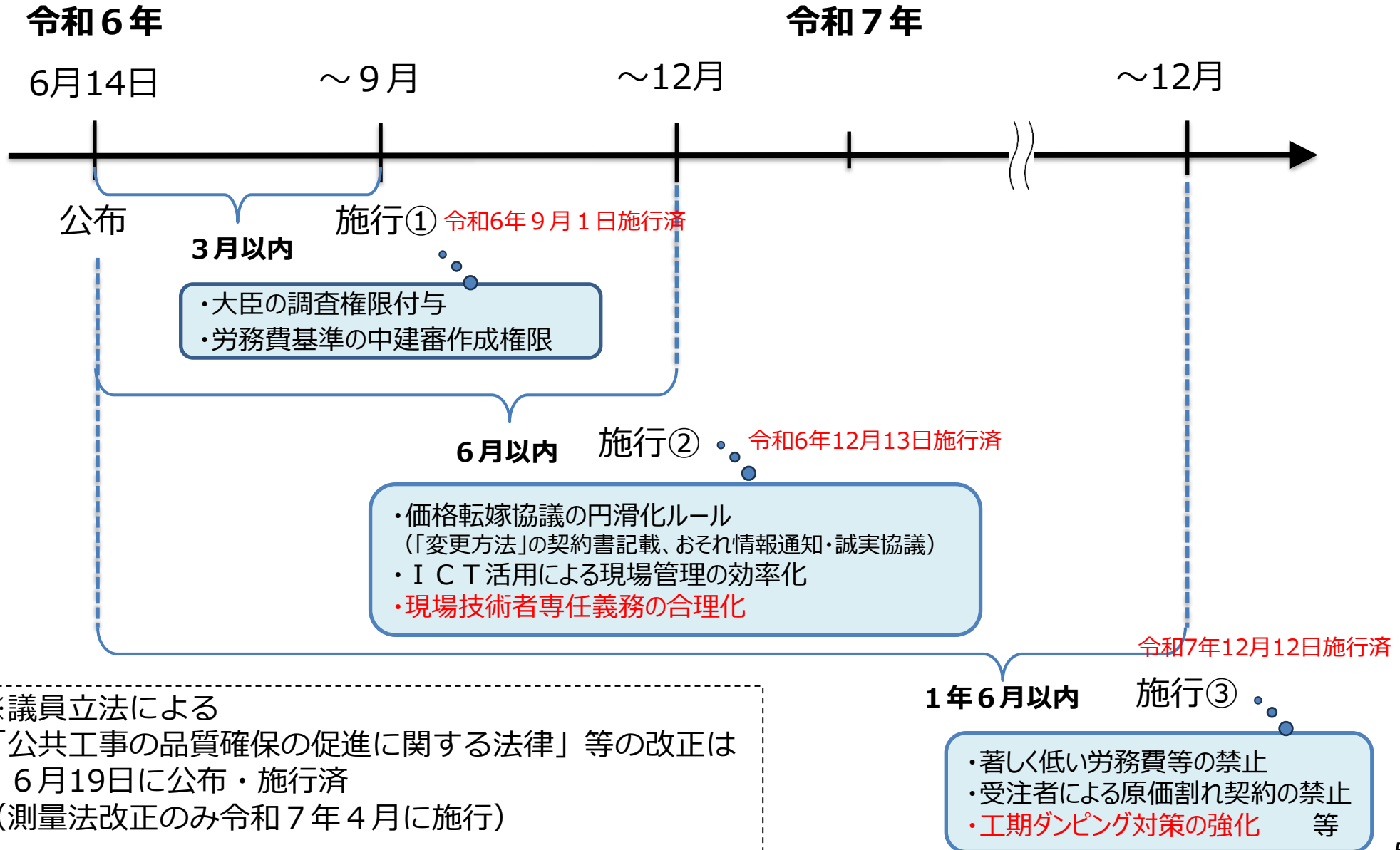


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



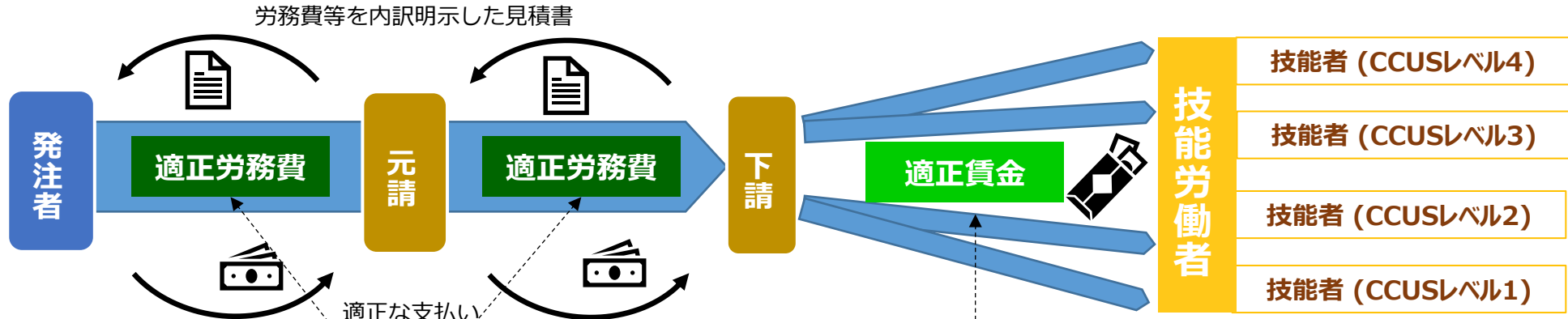
施行時期について(建設業法・入契法)

建設業法・入契法



労務費に関する基準の概要 及び実効性確保策

「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



職種分野ごとに、単位施工量当たり労務費の形で、基準を踏まえた適正な労務費の具体値を設定 **労務費に関する基準で担保**

公共工事設計労務単価水準 **CCUSレベル別年収を支払い**

・ 賃金を値下げの原資とする価格競争が行われる状況を変革し、**技能者の処遇が確保された上での価格や、受注者の技術力や施工の質、生産性の高さ等を競う健全な競争環境を実現し、技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにする。**

実効性を確保

入口での取組（契約段階における実効性確保）

- **労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化**による適正な労務費の確保
- **自主宣言制度(※)**による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定 等

※改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者を見える化し、インセンティブを付与する制度

出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- **CCUSレベル別年収**の支払いの推進
- 契約当事者による**コミットメント制度(※)の活用**を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認 等

※請負契約において労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項を設け、注文者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できることとする制度

公共工事における上乗せの取組（公共発注者による実効性確保）

- 労務費ダンピング調査の実施
- 総労働時間を把握するための取組の実施 等

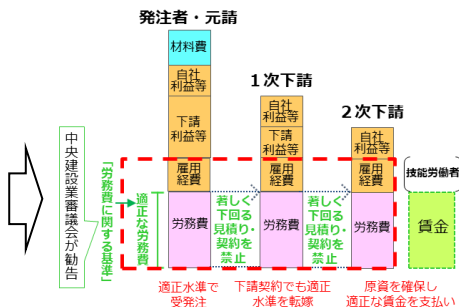
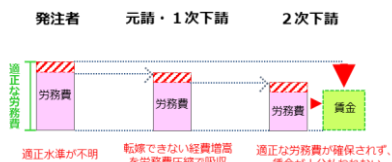
- 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- 公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「**建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費**」（＝適正な労務費）の相場観として作成。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時（公共工事であれば入札時）に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要。**
- 本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ

建設工事の請負契約特有の課題



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「**適正な労務費**」を**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。**
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費 ＝ 適正な労務費

$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

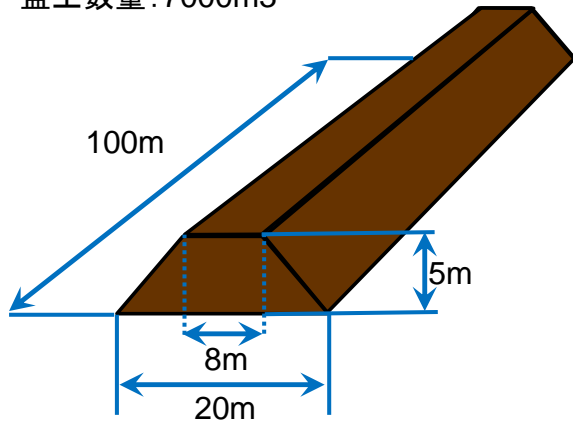
$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

- 労務単価については、**設計労務単価を下回る水準を設定しないこと**、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。
- 個々の請負契約における**適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

- 歩掛は単位量当たりの作業を行う際に必要な労力
- 単位量の作業を行う場合には、単価表に記載されている労力が必要になる

例えば、ある作業・・・築堤盛土

盛土数量:7000m³



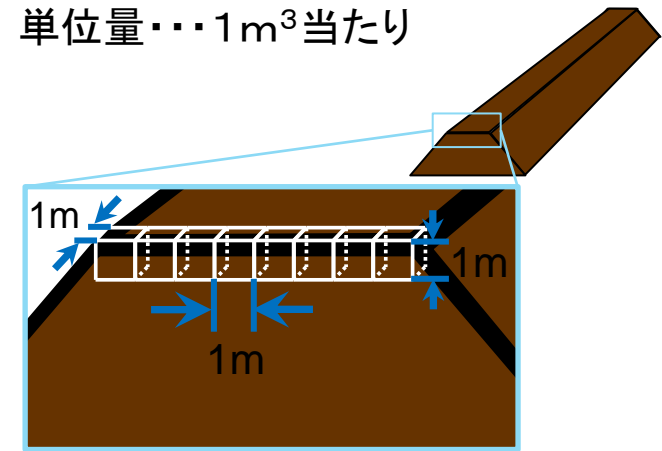
とある施工班・・・

- ブルドーザ(湿地、7t級) 1台
- 振動ローラ(土工用、11~12t) 1台
- 運転手(特殊) 2人
- 普通作業員 1人

で一班を編成して施工する



単位量・・・1m³当たり



必要な
労力を
考えると

工事名	鯉土竜川改良工事 (当初)		工種区分	河川工事
単価表○-○	築堤盛土(幅4.0m以上、施工数量10,000m ³ 未満、障害無し)		1m ³ 当たり	単価表
種別	細別	規格	単位	数量
労務費	運転手(特殊)		人	0.0054
	普通作業員	7t級ブルドーザ(賃料)	人	0.0027
材料費	軽油		L	0.5730
機械費	ブルドーザ	湿地 7t級	日	0.0027
	振動ローラ	土工用 質量11~12t	日	0.0027
諸雑費	まるめ		式	1
築堤盛土(幅4.0m以上、施工数量10,000m ³ 未満、障害無し)の日当たり施工量			m ³ /日	370

×370(1日当たり
施工できる数量)
すると・・・

数量
2人
1人
212 L
1日
1日

ここが
歩掛

この作業を1日
行う際に必要な
労力が分かる

×7,000
(施工数量)
すると・・・

数量
38人
19人
4,028 L
19日
19日

この工事で必要
なトータルの
労力が分かる

労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

▶ 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

▶ 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。

▶ 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もること、また、注文者がそれを尊重することが必要。**

※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

工事の種類	●●工事				
標準的な規格・仕様	□□□				
条件	××の種類	×××			
	△△の種類	△△△			
労務費の基準値(例)	1,754(円/m ²)(例)				
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m ²)	算出根拠 (内訳) 日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日) 16.67 m ² /人・日 =1÷0.06 人・日/m ²
	●●工	0.05	30,000	1,500.00	
	■作業員	0.01	25,400	254.00	
	合計			1,754.00	

設計労務単価：令和〇年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
 労務歩掛：◇◇◇◇による
 (内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの)
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業

【条件】
 ・条件は以下の通り。
 ××の種類：×××
 △△の種類：△△△
 ◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
 ・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 ・……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細

見積・価格交渉等の場面における留意点
 (職種別意見交換会において検討し、その結果を反映した内容を記載)

基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m ²	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工及び組立、コンクリート打設時の合番、型枠点検及び保守、型枠の取外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示
 ※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記を含め、22職種分野133工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中19業種に対応）

労務費の基準値の公表状況について

- 令和6年11月以降、これまでに計25の職種別意見交換会を実施。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- **令和8年3月までに、22職種分野133工種(作業)について、「労務費の基準値」を公表。**(建設業許可業種全29業種中19業種の何らかの作業に対応)
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

開催した職種別意見交換会と構成員※1

※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順
 ※2引き続き調整中の基準値を含む

凡例

○ : 公表済み(R8年3月時点)

(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会	○	板金・ 屋根ふき	○	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会
型枠	○	解体	○	全国解体工事業団体連合会
鉄筋	○	鉄骨		鉄骨建設業協会
住宅分野	○	トンネル		日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官	○	防水	○	全国防水工事業協会
電工	○	潜かん	○	日本圧気技術協会
計装	○	さく岩	○	日本発破・破碎協会
塗装	○	切断穿孔	○	ダイヤモンド工事業協同組合
内装	○	タイル・ サッシ・ ガラス※2	○	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生	○	エクステリア	○	日本エクステリア建設業協会
とび・土工	○	橋梁	○	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレスト・コンクリート建設業協会、 プレストレスト・コンクリート工事業協会
		警備	○	全国警備業協会
		造園	○	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
		上下水道	○	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会
		土間		日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会

中長期的に目指すべき将来像

契約段階（入口）において適正な労務費を確保

- 受注者が、個別契約に即し、自社の歩掛を基に算出した労務費や必要経費を明示した見積りを作成。注文者は、当該見積りを尊重。
- 両当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面で締結。信義に従って誠実にこれを履行。

- 適正に労務費・賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンの調査を踏まえ、ダンピングによる価格低下と生産性向上による価格低下を見分けた上で、許可行政庁が指導・監督等。

実効性確保策

労務費に関する基準を活用した見積・契約をガイドする「運用方針」を提示

必要経費の取扱い明確化

- ・労務費の確保にあたり、労働者の処遇に必要な他の経費へのしわ寄せを防ぐことが必要。
- これまででも、通常必要と認められる原価として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金**）を、見積書における内訳明示の対象として位置づけ、著しく低い額での見積り等を禁止。
- 基準値の公表時「雇用に伴う必要経費」を含んだ額を参考値として公表

労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及に向けた取組

- ・中小事業者や一人親方など、従前見積書提出慣行がない者も含め、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）の作成による適正労務費の確保が必要。
- 国土交通省において、**専門工事業者向けに労務費等を内訳明示した見積書の様式例及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示。**
- 各業種別の専門工事業者団体において、労務費等の内訳明示に対応した標準見積書の作成・利用を促進。

自主宣言制度の導入

- ・適正な労務費を確保し、適正な賃金等を支払う優良事業者が競争上評価され、不利にならないような仕組みの構築が必要。
- 改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けに「**建設技能者を大切に**する企業の自主宣言制度」を創設し、**HP掲載・経審加点等のインセンティブを付与。**

建設Gメンによる調査等の実施

- ・著しく低い労務費等による見積りを行う事業者に対し、許可行政庁が適切にペナルティを課すことが必要。
- 材料費等記載見積書について一定期間の保存を義務付け、「駆け込みホットライン」等により広く端緒情報を収集し、**ダンピングの疑いある契約を効果的に抽出。**
- 材料費等記載見積書について、受注者が提出した当初版と最終版の差額等を比較**し、ダンピングが起きていないか、その原因者や要因、違法性の疑いを確認。

中長期的に目指すべき将来像

支払い段階(出口)において適正な労務費・賃金を確保

○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

○処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上すること。

実効性確保策

CCUSレベル別年収支払いの促進

・技能者の処遇改善に向け、技能者の技能・経験に応じた設計労務単価水準の適正な賃金支払いを進めることが必要。
 →CCUSレベル別年収について、目標値と標準値の2つの水準の値を設定。
 →**適正な賃金として目標値の支払いを推奨すると共に、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認。**

コミットメント制度の導入

・適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。
 →請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「**コミットメント制度**とする)を**標準請負契約約款に導入**
 →任意の制度としつつ、活用を推奨する。

技能者通報制度の導入

・適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、賃金を受け取る技能者からも確保できる仕組みを構築することが必要。
 →**デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入。**
 →通報については、建設Gメンが雇用主となる建設業者の取引状況について詳細調査を実施する端緒情報として活用。

国土交通省による悪質事業者の公表

・労務費や賃金の支払いにおいて悪質な態様が認められる事業者が市場で選択されない環境を整備することが必要。
 →**建設Gメン等による調査の結果、労務費や賃金の支払いにおいて悪質な態様が認められる事業者の見える化**を実施。

公共工事における上乗せの実効性確保策

- 公共工事の特性を踏まえ、適正な労務費の確保に際し、公共工事の受発注者においては、公金支出の適切性の担保・健全な競争環境の実現と公共工事の品質確保のための担い手確保について、一定の役割を果たすことが必要

中長期的に目指すべき将来像

実効性確保策

契約段階（入口）において
適正な労務費を確保

- 公共工事の適正な施工が通常見込まれないダンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為を排除すること。

入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化

- ・ 応札者は、労務費に関する基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書の提出が必要。

公共発注者による労務費ダンピング調査の実施

- ・ 公共発注者は、労務費の適正性を確認するため「**労務費ダンピング調査**」を実施するなど、現行のダンピング対策を強化することが必要。

支払い段階（出口）において
適正な労務費・賃金を確保

- 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。
- 公共工事の発注者において、受注者の協力のもと、労務費・賃金の支払い状況、労働時間等の把握に努めること。

コミットメント制度の導入（再掲）

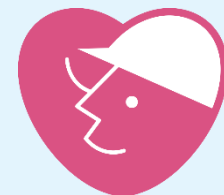
- ・ 適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。
- 請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（総称して「**コミットメント制度**とする）を標準請負契約約款に導入
- 任意の制度としつつ、活用を推奨する。

賃金・労働時間等の実態調査の実施と活用方法の検討

- ・ 公共工事において、当該工事における総労働時間を把握し、公共工事設計労務単価と当該総労働時間から計算される「**支払われるべき労務費**」と「**実際に支払われた労務費**」の比較を国土交通省直轄工事にて試行的に実施し、その実施方法や比較結果を用いた適切な事業者選定の方法を検討。

建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。
- 宣言企業は、令和8年7月1日以降の経営事項審査の申請において、加点予定。



■ 参加の流れ

1. **立場選択** : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
2. **項目検討** : 必須項目、任意項目について対応検討
3. **申請** : 1. 2. を以て国交省に申請
4. **公表** : 国交省HPに掲載

■ 効果

宣言企業は、

- 国交省HPで公開される
- シンボルマークの使用が可能となる
- 経営事項審査における加点等のインセンティブ



- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
- ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

	元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等	

- **宣言状況 (2026年3月末現在) 計 : 1,887社**

経営事項審査の改正について

『建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度』の宣言の有無（新設）

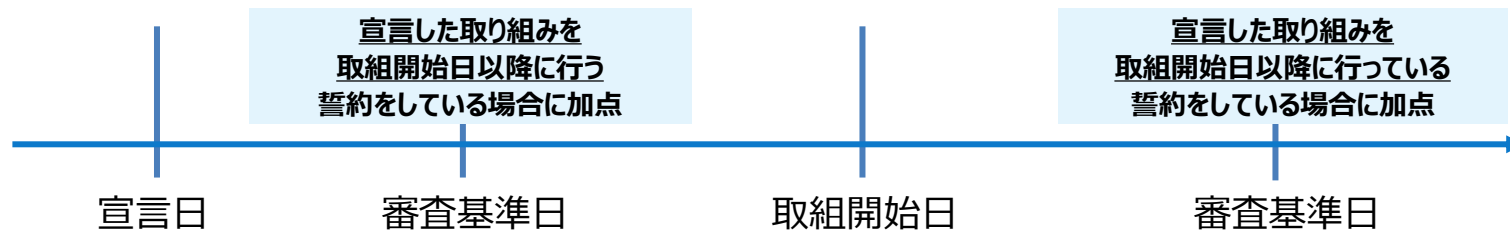
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にしている企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」の宣言状況の評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

- ・ 審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

- ・ 自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約

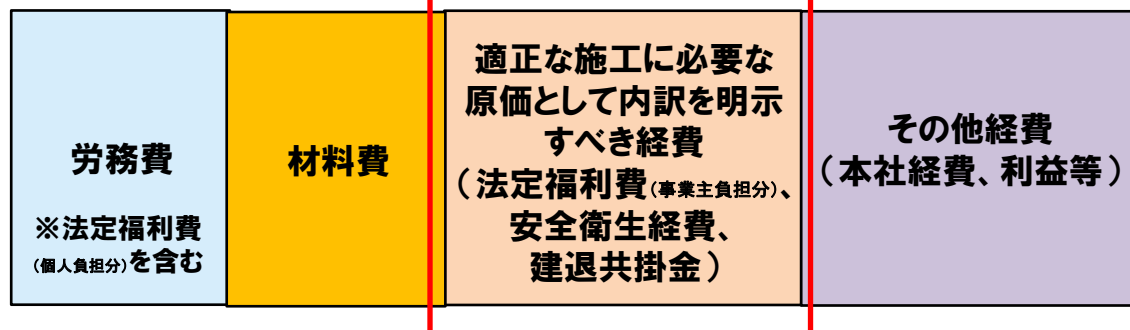


審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

- 技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費（賃金の原資）だけでなく、一定の範囲の必要経費についても確保されることが必要。
- この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**）について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。**労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。**

<工事価格の構成イメージ>



- また、上記の費目以外にも、事業主は雇用に伴う必要経費を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、契約当事者間で、その負担について十分に協議することが必要である。

法定福利費
(事業主負担分)

- これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請
- 法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

- これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

建退共掛金
(見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)

- これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
- 建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要
- ※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

「労務費に関する基準」の運用方針について

- 労務費に関する基準の勧告とあわせ、国土交通省において、本基準に基づく価格交渉時の留意点等の詳細を整理した「『労務費に関する基準』の運用方針」を提示。
- 本基準において位置づけられた適正な労務費が請負契約において適切に確保されるよう、労務費等を内訳明示した見積書の提出・尊重等の、「基準」「運用方針」等に沿った新たな商習慣の定着を図る。

運用方針の構成

○「労務費に関する基準」に基づく取引について、計71の運用方針を提示

① 基準に関する基本的な考え方・取扱い (方針1～15)

- ・・・「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて
- ・・・精算を行うことに係る考え方について 等

② 受注者の対応 (方針16～24)

- ・・・受注者が、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて 等

③ 注文者の対応 (方針25～35)

- ・・・注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について 等

④ 発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応 (方針36～56)

- ・・・民間発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか
- ・・・発注者は見積期間をどのように確保すべきか
- ・・・元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。等

⑤ コミットメント制度における取扱い (方針57～71)

- ・・・コミットメント制度のメリットについて 等

○専門工事業者向けに労務費・必要経費等を内訳明示した見積書の様式例（詳細版・簡易版）及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示

⇒見積書様式例については、各専門工事職種の取引の事情に応じ、専門工事業団体においてアレンジして活用可能



見積書		令和 年 月 日	
印中			
会社名	所屬部門/担当		
住所	TEL	FAX	
[A]見積金額合計(税込)	消費税額	税率 10%	
[A']見積金額合計(税別)	税額		
工事名			
工事場所			
見積有効期間	令和 年 月 日	まで	
支払条件			
工期	自 令和 年 月 日	迄	
受発注場所	令和 年 月 日		
その他			
別添見積金額(税別) (A) の外、建設業法第24条第1項第2号に、見積書において特に内訳明示することとされている経費			
材料費	経費	金額(税別)	
労務費(内訳)			
法定福利費(労働者負担分)			
建設員厚生			
安全衛生経費			

【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例

徹底 書き方ガイド

↓運用方針はコチラのページから↓



「労務費に関する基準」の周知について①

- 改正法の施行に際し建設業団体、公共・民間発注者等に対し、改正概要や関係者が取り組むべきことを整理した改正法の施行通知を発出するとともに、「労務費に関する基準」や、これを踏まえた商慣行の定着に向けて、**専用のポータルサイトや説明会等**を通じた制度の周知を実施。

「労務費に関する基準ポータルサイト」を開設



- 「基準」本文及び概要資料、改正法の施行通知、労務費の基準値、労務費の基準の運用方針 その他基準に関わるあらゆる関連資料を網羅するポータルサイトを開設。
- 開設日（12/10）からの累計閲覧数（※）約7万回（R8.2末 時点）

※トップページの表示回数を集計。閲覧数と閲覧人数は必ずしも一致しない。



改正建設業法説明会の実施



開催実績

- 夏:全国10ブロックで開催（対面・オンライン併用10回）
- 冬:全国10ブロックで開催（対面10回、オンライン3回）

主な参加者

建設業団体、建設企業、民間発注者、公共発注者、設計企業 等、累計約1万2千人が聴講。

※説明会アーカイブ動画も公開中
（合計視聴回数約1万回（R8.2末 時点））



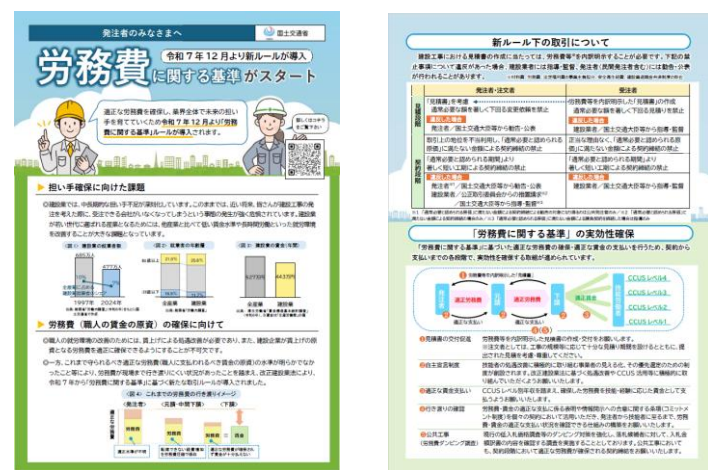
※説明会に加え、建設業団体・発注者団体等から構成されるCCUS 処遇改善協議会を開催し、周知。

「労務費に関する基準」の周知について②

■ 改正建設業法等に係る施行通知の発出

- 改正建設業法の施行にあわせ、改正法の概要、労務費に関する基準の概要、改正法の施行を踏まえ「専門工事業者」「総合工事業者」「公共発注者」「民間発注者」「発注者支援業務を担う者」それぞれにおいて取り組むべき事項、関係資料等を整理した施行通知を発出。
- ポータルサイトに掲載するとともに、建設業団体123者、国・地方公団体・特殊法人等の全ての公共発注者、民間発注者団体47者等に対して送付し、傘下の者に対する周知を依頼。

■ 新制度を周知するリーフレットの作成



○新制度の要点をまとめたリーフレットを

- ①元請建設業者と発注者との価格交渉用
- ②下請建設業者が上位注文者との価格交渉用の2種類作成し、ポータルサイトに掲載。

○このほか、経団連・日商を通じ、広く民間発注者に周知
 経団連：企業・団体会員1,726者（企業会員 1,574 団体会員 152）に対して、メールでの周知

日商：全国515商工会議所に対しメールにて周知するとともに、日商HPにおいて掲載

「労務費に関する基準」に係る周知について（国土交通省）
<https://www.jcci.or.jp/news/news/2026/0226134614.html>

■ 建設業関係のインフルエンサーとタイアップした動画の公開



- 「建設インフルエンサー」の「石男くんチャンネル」とタイアップし、視聴者から事前に寄せられた質問に回答する形の動画を2本公開。
- 合計で約3万7千回視聴（3月24日時点）

※画像はYoutube 石男くんの建設チャンネルより抜粋

1. 見積条件の提示等(建設業法第20条第1項から第4項まで及び第6項、第20条の2)

【建設業法上望ましくない行為事例】

- ①受注者が工事の内容に応じた材料費、労務費等の経費について、数量や単価等の内訳が記載されていない見積書を交付した場合
- ②受注者が、法定福利費、安全衛生経費などの必要経費の内訳を記載せずに見積書を交付した場合

【建設業法上違反となる恐れのある行為事例】

- ③発注者が不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により受注予定者に見積りを依頼した場合
- ④発注者が受注予定者から工事内容等の見積条件に関する質問を受けた際、発注者が未回答あるいは曖昧な回答をした場合
- ⑤受注予定者が、発注者から提示された工事内容を適切に施工するため、「労務費に関する基準」の内容を踏まえ、技能者に適正な賃金を支払うために必要となる適正な労務費を考慮して、労務費が確保された適正な額の見積を行ったにも関わらず、発注者がその内容を尊重せず、通常必要と認められる労務費等の額を著しく下回るおそれのある見積りの変更を求めた場合
- ⑥発注者が、工事代金を低く抑えるため、受注者に対して、一方的に当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれのある見積りの変更を求めた場合
- ⑦発注者が、複数の建設業者から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に請負代金の額とするため、当該最も低い額の見積金額の提出者以外の者に、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれのある見積りの変更を求めた場合

【建設業法上違反となる行為事例】

- ⑧発注者が予定価格1億円の請負契約を締結しようとする際、見積期間を1週間として受注予定者に見積りを行わせた場合
- ⑨発注者が地下埋設物による土壌汚染があることを知りながら、受注予定者にその情報提供を行わず、そのまま見積りを行わせ、契約した場合

上記①及び②のケースは、建設業法第20条第1項に照らし合わせて望ましくない行為であり、③及び④のケースは、いずれも同条第3項、また⑤から⑦のケースは同条第6項に違反するおそれがあり、⑧のケースは、同条第3項に違反し、⑨のケースは、同項及び第20条の2第1項に違反する。

建設業法第20条第3項では、発注者は、建設工事の請負契約を締結する前に、下記(1)に示す具体的内容を受注予定者に提示し、その後、受注予定者が当該工事の

(5) 受注者は材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費など、それぞれの内訳を明示した見積書を作成し、発注者はその見積書の内容を考慮するよう努めることが必要

建設業法第20条第1項を踏まえ、受注者は見積書の作成において、次に掲げる事項を内訳などとして最低限明示するように努めなければならない

- ①材料費(発注者が支給する場合はその旨を記載する)
- ②労務費
- ③法定福利費(事業主負担分)
- ④安全衛生経費
- ⑤建設業退職金共済掛金
- ⑥必要となる作業日数

発注者は受注者が建設業法第20条第1項を踏まえて内訳明示した見積書について、同条第4項を踏まえ、その内容を考慮するよう努めなければならない。

補足：標準約款の改正内容

- 適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費(事業主負担分)に加え、見積段階で内訳明示される経費(材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金)についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加【公共・民間(甲・乙)・下請】

【参考】安全衛生対策項目の確認表の作成・普及

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。
- ※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。

Press Release

令和5年8月9日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。

今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討、作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		
		注文者	下請	注文者	下請	
労働者 安全衛生 対策	工事現場管理					
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施					
	固定式足場の組立と解体					
	固定式足場以外の作業床の組立と解体					
	作業檜台・吊り檜台の組立と解体					
	昇降設備の設置と撤去					
	土留め支保工の組立と解体					
	保護具の着用					
	墜落等による危険の防止					
	手摺、幅木等					
	開口部養生					
	落下防護ネット・小幡ネット					
	ロープ高所作業における危険の防止					
	飛来崩壊災害による危険の防止					
	揚重用吊具					
労働者 安全衛生 対策	警報設備					
	避難用設備					
	火災防止					
	危険物の対処(立入禁止措置)					
	調査の実施(埋設物調査・試掘等)					
	安全点検の実施					
	機械等の危険防止					
	監視連絡等に要する対策					
	倉庫、材料保管等					
	労働者 安全衛生 対策	作業環境の測定				
		測定機器の用意				
		測定環境の設定				
		作業環境の構築				
		換気設備				
		空調設備、空気清浄設備				
照明器具						
電気設備						
給排水設備						
休憩室、仮眠設備						
職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)						
熱中症対策						
応急処置・緊急時対応						
その他の疾病・衛生対策						
安全意識、注意喚起						
交通規制に要する対策						
公衆災害に要する対策(仮囲い等)						
追加項目(当該工事で確認が必要な項目)		注文者	下請	注文者	下請	

- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・各専門工事業団体に対して、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくよう依頼。
 - ・すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。

※ 専門工事業団体等の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【国土交通省において作成した作成手順】

【先行的に作成した工種の標準見積書(案)「左官工事」(令和6年3月時点)】

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは
 建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施負担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていくこととするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法
 安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

御 見 積 書 (案)

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

〇〇左官工業株式会社
 〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号
 TEL 〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇区2番20号
 TEL 〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号
 TEL 〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇
 担当者

見積金額 ￥〇〇〇

工 事 名

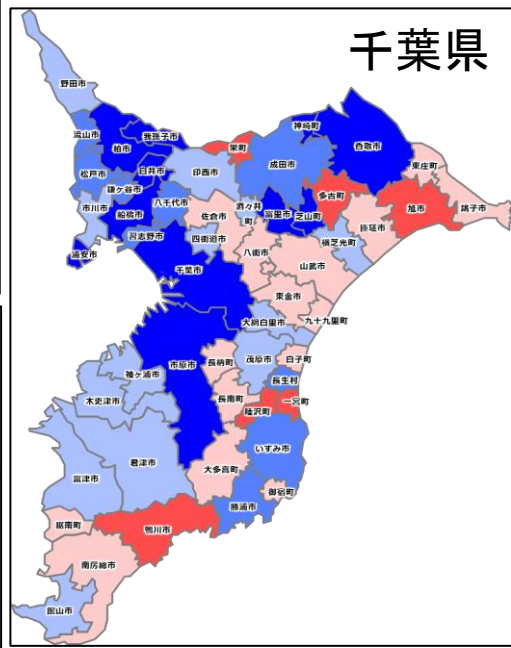
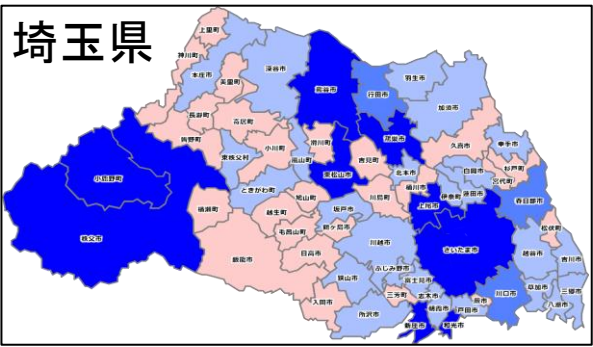
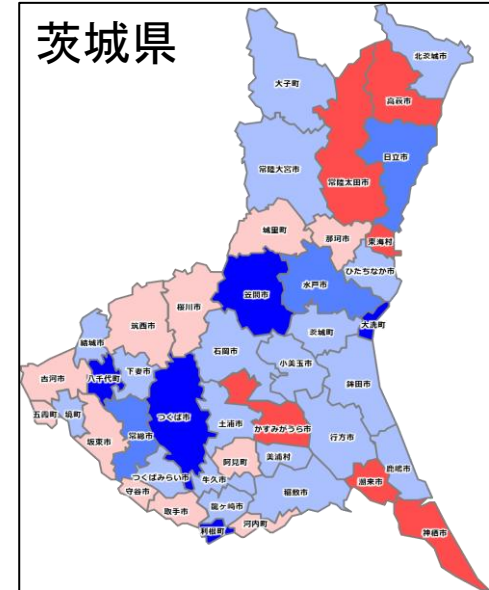
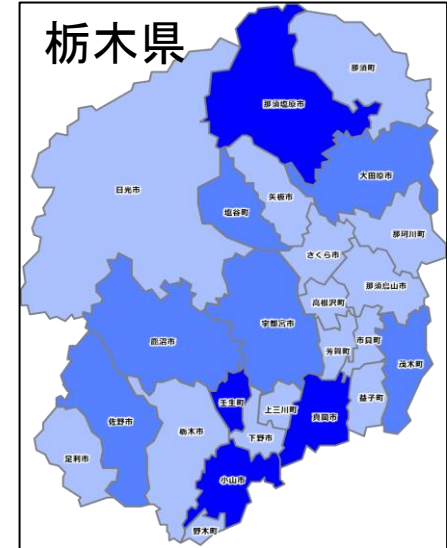
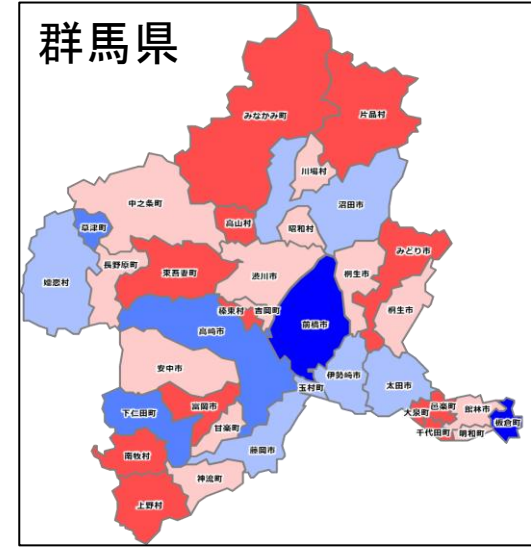
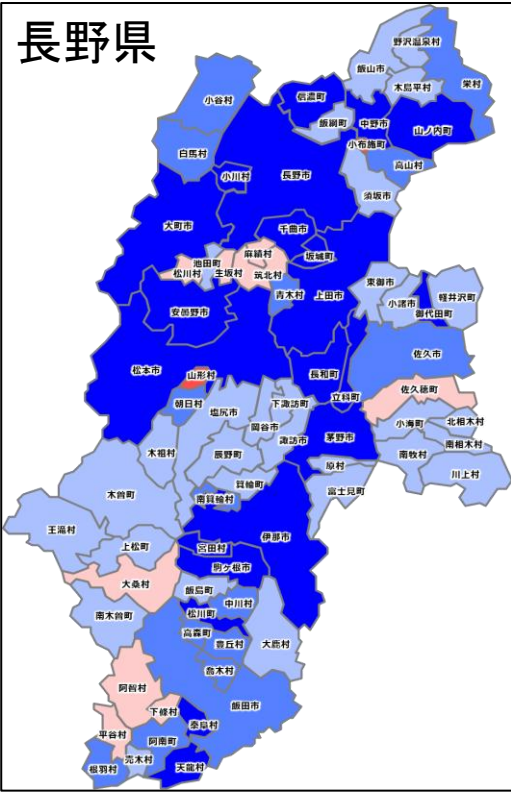
工 期 令和 年 月 日
 令和 年 月 日

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費		1	式		〇〇〇	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

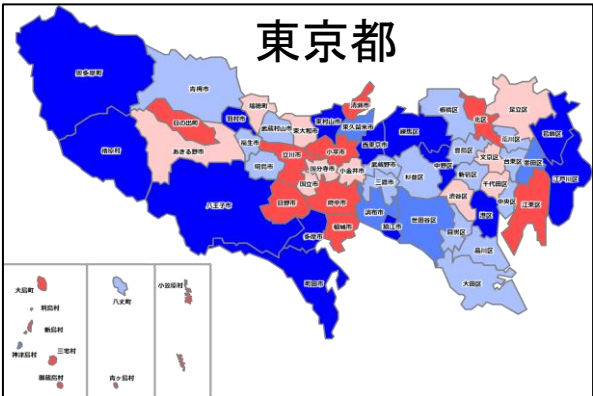
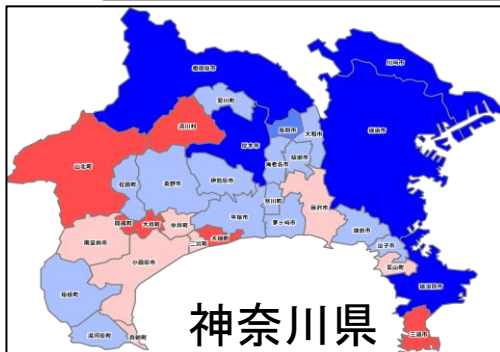
国土交通省において作成した作成手順では、安全衛生経費の内訳として以下の算出方法を例示

- ①個別工事現場（作業場）における安全衛生経費
- ②個別工事現場（作業場）における建設技能者に係る安全衛生経費
- ③店で支出する安全衛生経費

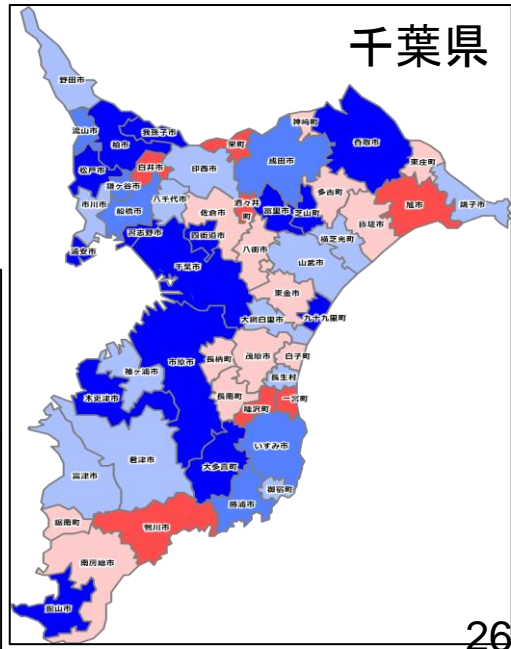
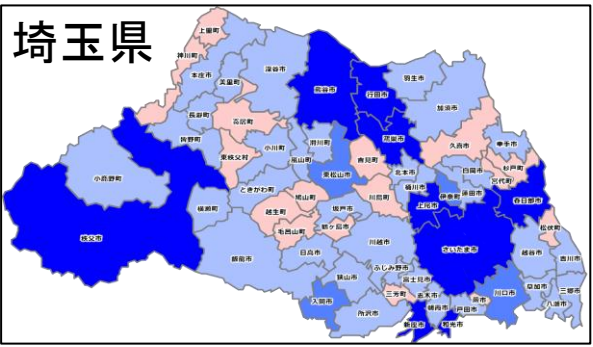
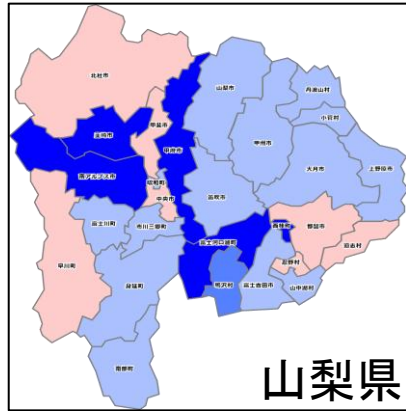
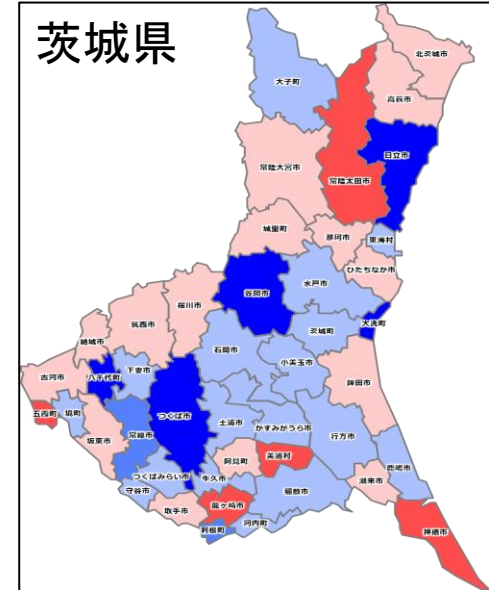
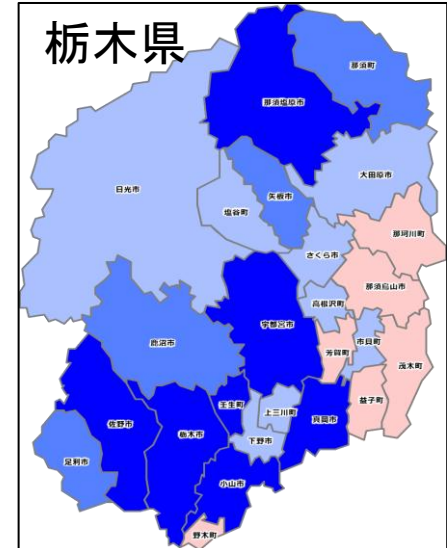
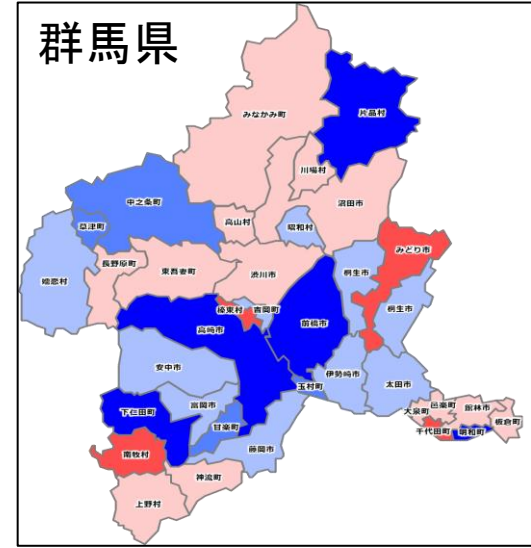
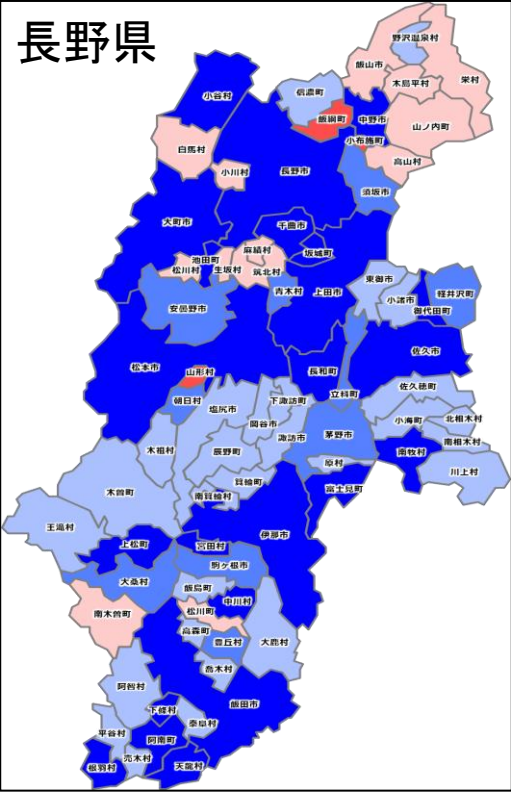
建設業の働き方改革の取組



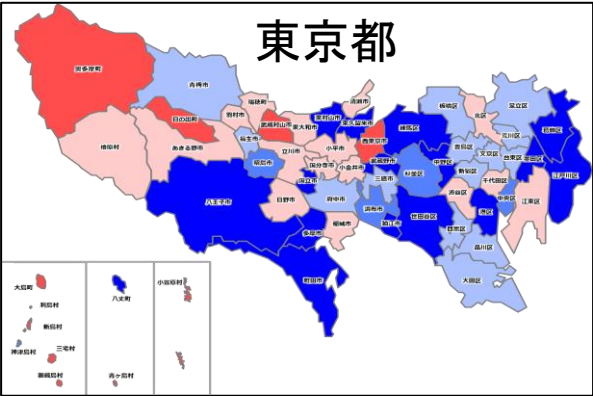
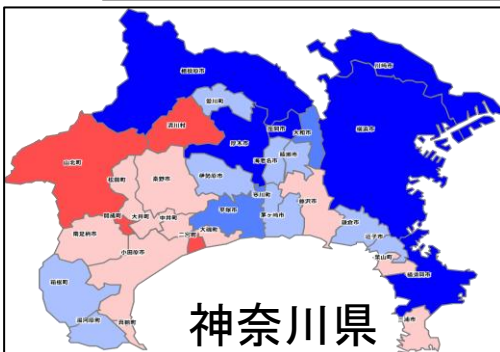
- <凡例>
- a : 全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
 - b : 対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
 - c : 対象工事の一部（半数未満）を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
 - d : 週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している（概ね1年以内に試行を実施する予定）
 - e : 週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない



区市町村における週休2日制工事の実施状況(R6実績値)



- <凡例>
- a: 全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
 - b: 対象工事の半数程度以上を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
 - c: 対象工事の一部（半数未満）を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
 - d: 週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している（概ね1年以内に試行を実施する予定）
 - e: 週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない



入札契約適正化キャラバン（各地方整備局等）

- 各地方整備局等において、入札契約の取組が遅れている **市区町村に対し、個別訪問による働きかけを実施**（全国10ブロック、地方整備局等单位）。
- 令和8年度は **ダンピング対策・週休2日工事の実施**などを重点テーマに、**約190団体**に対して実施（令和8年4月～）。
注）重点テーマは毎年度選定。働きかける内容及び手法は各市区町村の取組状況等による差異あり。

令和8年度 キャラバン実施概要

目的・趣旨

入札契約の取組が遅れている **市区町村への働きかけの加速化**

重点項目

- ・ **ダンピング対策**
- ・ **週休2日工事の実施**
- ・ **地域の特性に応じた項目（地整等において独自に実施）**

実施内容

市区町村を直接訪問するなどにより、令和8年度の重点項目2点を中心に適正化を働きかけたうえで、フォローアップを実施。

※都道府県との連携（調整・情報共有等）のうえ実施。必要に応じ、その他の猛暑対策サポートパッケージや平準化事例集、独自歩掛事例集等についても情報提供を実施。

実施主体

各地方整備局等建政部 入札契約適正化担当者

対象自治体

全国計 約190団体*（ブロック別内訳は右図参照）

*ダンピング対策：調査基準価格・最低制限価格制度のいずれかについて未導入もしくは設定水準が適切でない市区町村を中心として選定。

*週休2日工事の実施：令和8年3月時点において週休2日工事未実施の市区町村を中心として選定。

令和8年度 キャラバン実施地域



*上記実施団体数は、重点項目2項目について選定した延べ団体数である。

個別対話型の働きかけを通じ、入札契約の適正化を目指す。

週休2日推進のための働きかけ

令和7年度における週休2日推進のための働きかけは以下に示すとおり。

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり、持続的に発展し地域の安心安全や経済成長を将来に渡って担うことができるよう、都県政令市及び業界団体と連携して官民一体となった担い手確保の取組みを推進していく。

“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進のための取組み

【民間発注者団体への個別訪問による働きかけ】

令和7年10月から12月にかけて各都県の民間発注者団体を個別に訪問し、週休2日や適正な工期確保に向けた働きかけを実施。内容について各団体HPやメルマガ等で会員へ周知いただいた。

茨城県経営者協会	12月15日	栃木県経営者協会	11月26日	群馬県経営者協会	11月11日
茨城県商工会議所連合会	12月15日	栃木県商工会議所連合会	11月26日	群馬県商工会議所連合会	11月18日
茨城県中小企業団体中央会	12月15日	栃木県中小企業団体中央会	11月26日	群馬県中小企業団体中央会	11月18日
茨城県商工会連合会	12月15日	栃木県商工会連合会	11月11日	群馬県商工会連合会	11月18日
埼玉県経営者協会	10月24日	千葉県経営者協会	12月8日	東京経営者協会	—
埼玉県商工会議所連合会	10月24日	千葉県商工会議所連合会	12月8日	東京商工会議所	12月25日
埼玉県中小企業団体中央会	10月24日	千葉県中小企業団体中央会	12月8日	東京都中小企業団体中央会	12月17日
埼玉県商工会連合会	10月24日	千葉県商工会連合会	12月8日	東京都商工会連合会	12月24日
神奈川県経営者協会	11月26日	山梨県経営者協会	12月2日	長野県経営者協会	12月12日
神奈川県商工会議所連合会	11月26日	甲府商工会議所	12月2日	長野県商工会議所連合会	12月1日
神奈川県中小企業団体中央会	11月26日	山梨県中小企業団体中央会	10月27日	長野県中小企業団体中央会	12月1日
神奈川県商工会連合会	11月26日	山梨県商工会連合会	10月27日	長野県商工会連合会	12月1日

【東京商工会議所 HP】



東京商工会議所 HP 掲載記事のスクリーンショット。記事タイトルは「建設業における働き方改革や担い手確保に向けた取り組みについて（国土交通省関東地方整備局）」。

【埼玉県中小企業団体中央会 HP】



埼玉県中小企業団体中央会 HP 掲載記事のスクリーンショット。記事タイトルは「建設業における働き方改革や担い手確保に向けた取り組みについて」。

【補助金・交付金担当者を通じた働きかけ】

週休2日及び適正工期の実現に向けた取組みに関する協力依頼文書、リーフレット及びチラシを各都県政令市の補助金・交付金担当者宛（都市局・住宅局所管）に送付し、交付決定を受けた事業者に対する働きかけを依頼。

併せて、9月から11月にかけて実施された都県政令市の補助金完了検査時において働きかけを実施。

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

- ・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

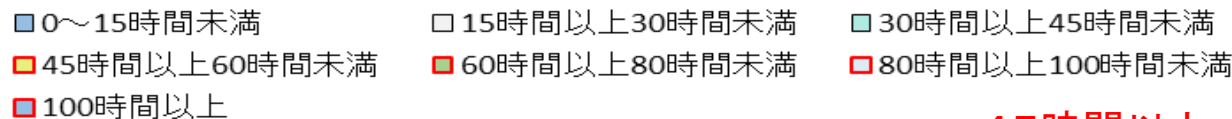
第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

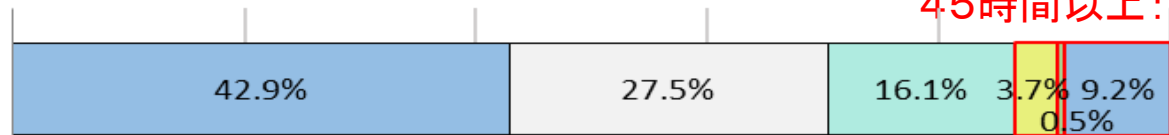
- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

- ・各業界団体の取組事例等を更新。

月当たりの平均的な残業時間



(技術者)
2024年度調査
(N=1153)



45時間以上: 13.4%

(技能者)
2024年度調査
(N=913)



45時間以上: 11.1%

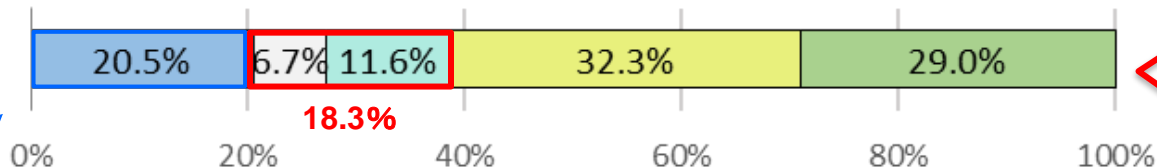
→時間外労働上限規制
適用対象

※回答数は技術者・技能者を直接雇用している企業数

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和6年度),国土交通省

工期設定の状況

2024年度調査
(N=1200)



18.3%

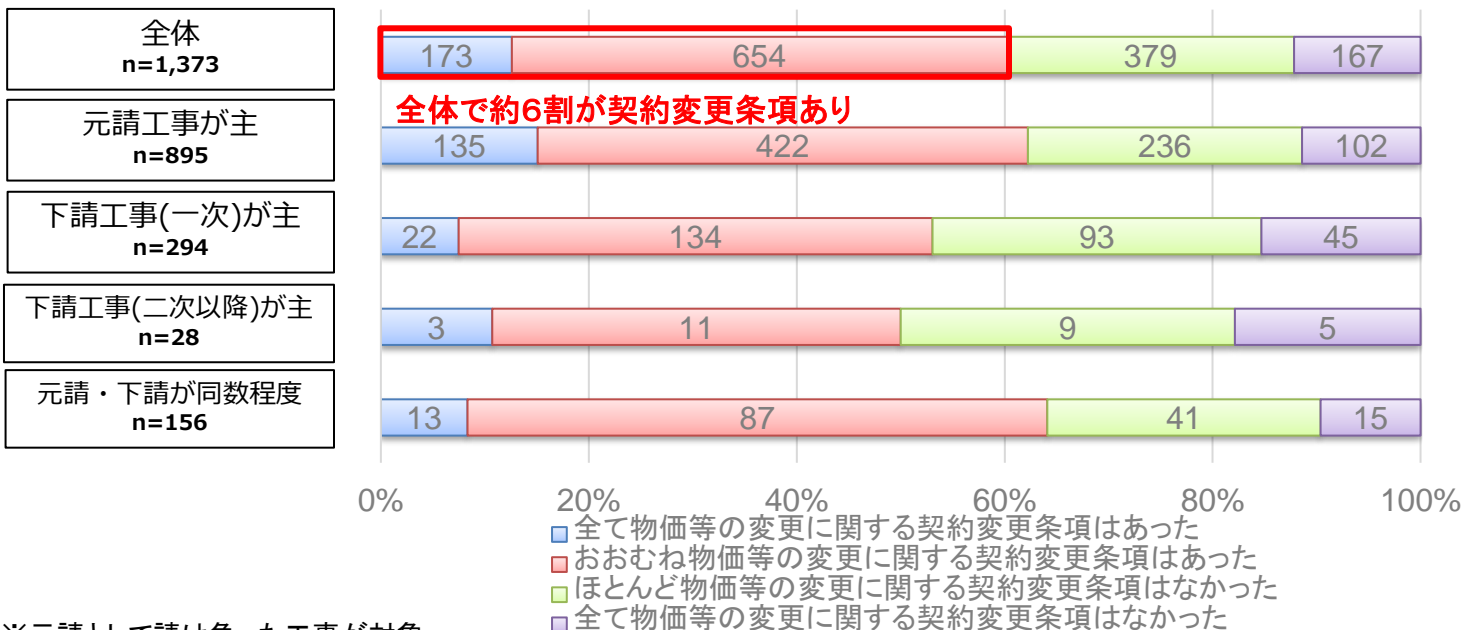
改正建設業法の趣旨に照らし、適切に協議を行うことが重要 (R5調査: 19.0%)

- 注文者の意向を優先し協議は依頼しないことが多い
- 注文者の意向が優先され、協議は依頼しても応じてもらえないことが多い
- 注文者と協議を行うが、受注者の要望は受け入れられないことが多い
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることは少ない
- 注文者と協議を行い、受注者の要望も受け入れられることが多い

当初契約における工期の設定方法は、注文者の意向が優先される、受注者の要望が完全に受け入れられない場合が、R6年調査では約2割を占める。
(R5調査: 17.6%)

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和6年度),国土交通省

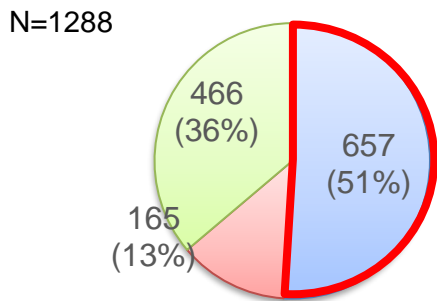
変更契約条項の有無 (建設企業向けアンケートより)



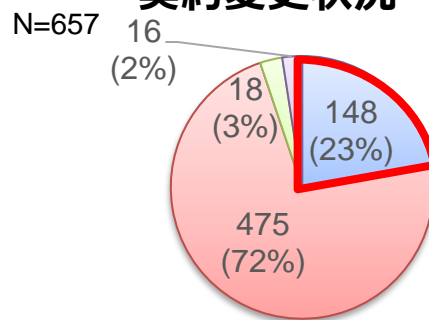
(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和6年度),国土交通省

物価等の変動に関する契約変更条項がある請負契約は、R6年調査では約6割で前年調査から改善が見られた。(R5年調査では5割)

契約変更協議の申出状況



契約変更状況



- 協議を行った
- 協議の申出を行ったが応じてもらえなかった
- 協議の申出を行わなかった
- 全て契約変更が行われた
- 一部契約変更が行われた
- 契約変更は行われなかった
- 注文者へ申出中のため、契約変更されるか未定である

(出典)適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和6年度),国土交通省

資材価格等の高騰の影響を受けていても、受注者の申出どおりに契約変更が行われるのは、R6年調査では約2割。(R5調査では21%)

国土交通省は、適正工期の在り方を受発注者に周知するためのリーフレットを作成しています。

適正工期確保 GUIDE BOOK
～建設業の生産性向上と長時間労働は正～

長時間労働の解消に期待!

“働き方”を変える

担い手確保に繋がるかも

休みとれぬ工期設定を

令和6年6月～改正建設業法が成立

建設工事を発注する皆様へ 関東地方整備局管内 建設業許可部局

「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック

「適正工期確保 GUIDE BOOK」
～建設業の生産性向上と長時間労働は正～
「働き方」を変える

「工期に関する基準」や 適正工期のあり方について 受注者や発注者の皆様へ わかりやすく解説しています。

適正工期確保ガイドブック

解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。

適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現
国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う 建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様への 安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局

建設工事を発注する皆様へ 関東地方整備局管内 建設業許可部局

「著しく短い工期による工事契約」 建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者	工事を受注する建設企業
① 長時間労働を前提とした工事請負契約の締結	② 労働基準法の 時間外労働規制に 違反した場合
③ 建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反	

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、 建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を 公表する場合があります

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります (違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

建設業法 第十九条の五 (著しく短い工期の禁止)

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。(※)

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。(2025年12月までに施行予定)

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局

※ 適正工期確保ガイドブック



※ 「工期に関する基準」パンフレット



※ ガイドブック説明動画の掲載先QRコード



各種会議、各都県建設業協会との意見交換会など様々な 場面で配布・周知を行っています。

ガイドブック及びリーフレットはご自由にダウンロードいただけます。社内研修や取引先へのご説明として、ぜひご活用ください。

関東地方整備局では、令和6年4月から適用された罰則付き時間外労働規制をはじめとした働き方改革について、令和5年度から引き続き厚生労働省との連携しながら建設業関係団体と意見交換等を行い、働き方改革が推進されるよう主に以下の取組を実施しており、令和8年度も継続して実施。

厚生労働省の取り組みに国土交通省が参画

① 建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、令和5年度より、1都8県で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体などが構成員
- 各構成員のそれぞれの取組状況を確認し、発注者、関係団体、行政機関が緊密に連携し、各都県の建設業における時間外労働の削減、働き方改革の推進を図ることを目的としている
- 令和8年度においても継続して実施。引き続き、特に民間発注者団体に対して、時間外労働の削減や適正な工期設定等について、各構成員が連携し働きかけを実施していく予定

【R7年度の各地の開催実績】

※ ☆印は民間発注者団体（商工会・経営者協会等）参加協議会

東京	R7.5.19	☆千葉	R7.6.13	☆長野	R7.6.16	☆群馬	R7.6.18	山梨	R7.6.20
☆栃木	R7.6.23	☆神奈川	R7.6.24	埼玉	R7.6.25	茨城	R7.7.3		

② 建設企業に対する労働時間等説明会の開催

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 令和7年度は「適正工期ガイドブック」及び説明動画資料を提供。

③ 管内労働局との連名文書の発出

- 各都県内区市町村及び主要民間団体へ働き方改革等の実現に向けた協力依頼文書を発出

【連名文書発出状況】

※ 栃木は建設業関係労働時間削減推進協議会名で文書発出

茨城	R7.9.22	栃木	—	群馬	R7.11.28	埼玉	R7.9.1	千葉	R7.8.4
東京	R7.5.13	神奈川	R8.1.14	山梨	R7.10.24	長野	R7.8.26		

- 各労働局において例年、働きやすい職場づくりや長時間労働の削減等に積極的に取り組む「**ベストプラクティス企業**」を選定。
- 各労働局長が企業を訪問し、取組内容やその効果、働き方改革全般について意見交換を実施する取組み。
- 東京労働局において**西松建設(株)**が選定され、工事発注者及び建設産業行政部局という立場で、関東地方整備局に参加の呼びかけがあり、合同訪問を実施。



（左から）西松建設株式会社細川社長、増田東京労働局長、橋本関東地方整備局長

西松建設（株）様から労働時間削減、現場の業務負担軽減、DXによる業務改善やウェアラブルデバイスによる熱中症対策などに関する取組み状況についてご説明いただきました。同社の従業員の方々からもお話をお伺いし、その後、西松建設（株）、東京労働局、関東地方整備局で、時間外労働の削減や生産性向上、担い手の確保・育成などについて意見交換を行いました。



訪問の詳細は、東京労働局のホームページにてご紹介。掲載先はこちらのQRコードからアクセス。



建設キャリアアップシステム

建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

- CCUSを取り巻く環境は、1. 第3次・担い手三法の施行、2. 育成就労制度の導入、3. 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。
- CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。



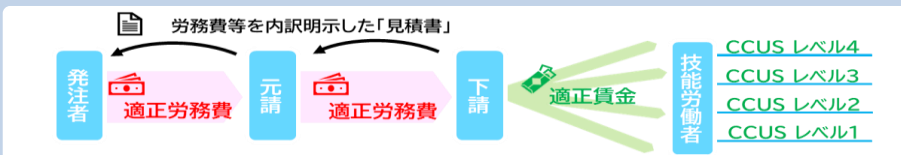
1. 第3次・担い手三法の施行

- 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

- 「目標値」と「標準値」の2つの水準の値を設定
- 「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
- 「標準値」を下回る支払いは、**労務費のダングの恐れがないか**重点的に確認



②「自主宣言制度」

- **CCUS活用**が必須項目の1つ
- 雇用する**技能者のCCUS詳細登録**が必須
- 自主宣言を行うことで経審において加点



2. 育成就労制度の導入

- 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
- 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
- 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

3. 建退共制度の見直し

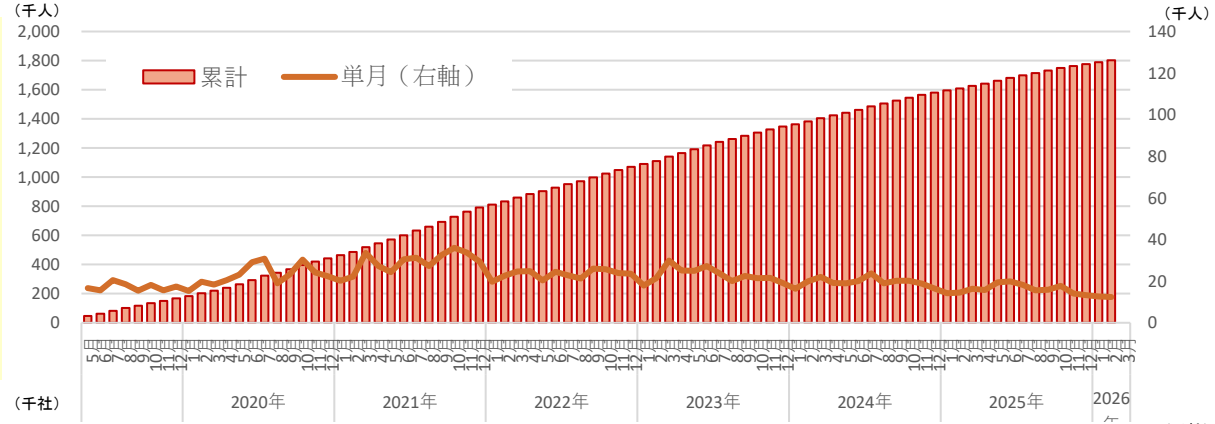
- 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
- 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

建退共

技能者の登録数

181万人が登録

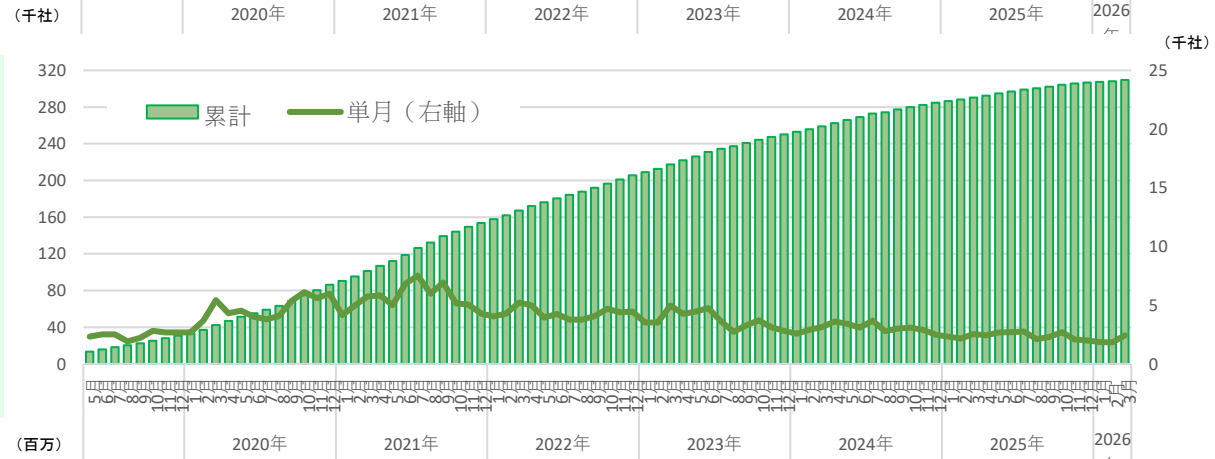
※労働力調査(R7)における建設業技能者数:296万人



事業者の登録数

30.9万社が登録

※うち一人親方は10.7万社

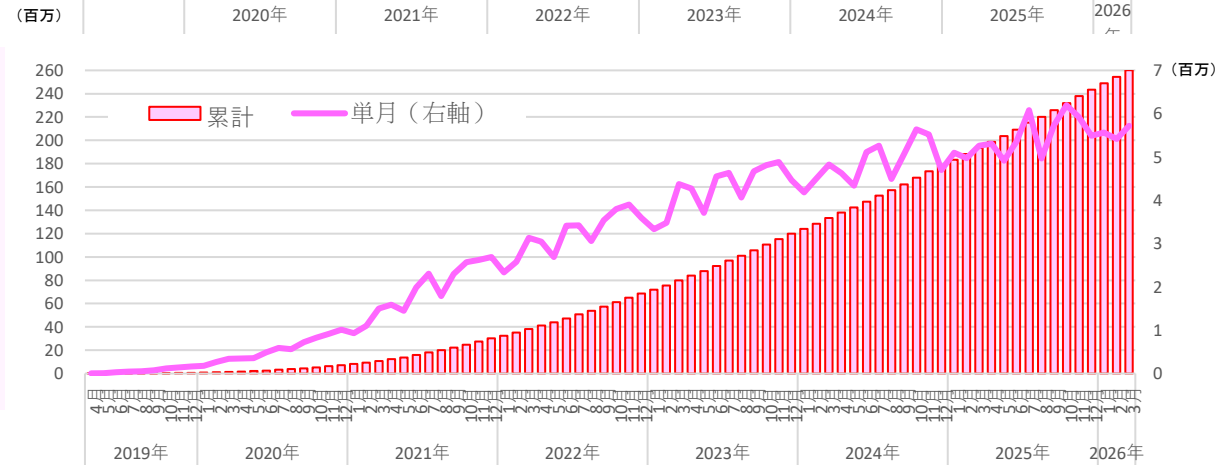


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 26,000万突破

※3月は570万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

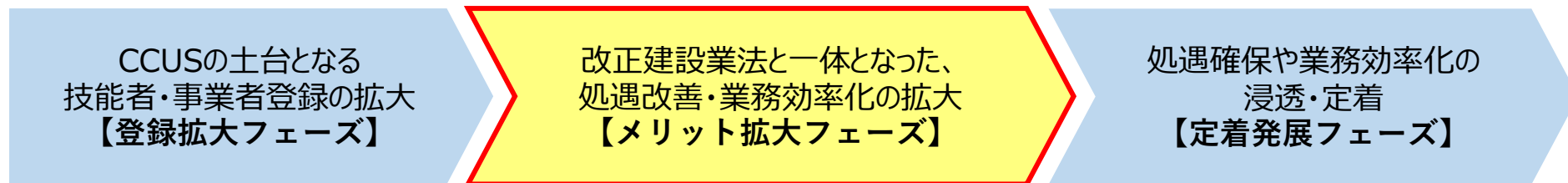
※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

<令和6年7月24日公表>

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

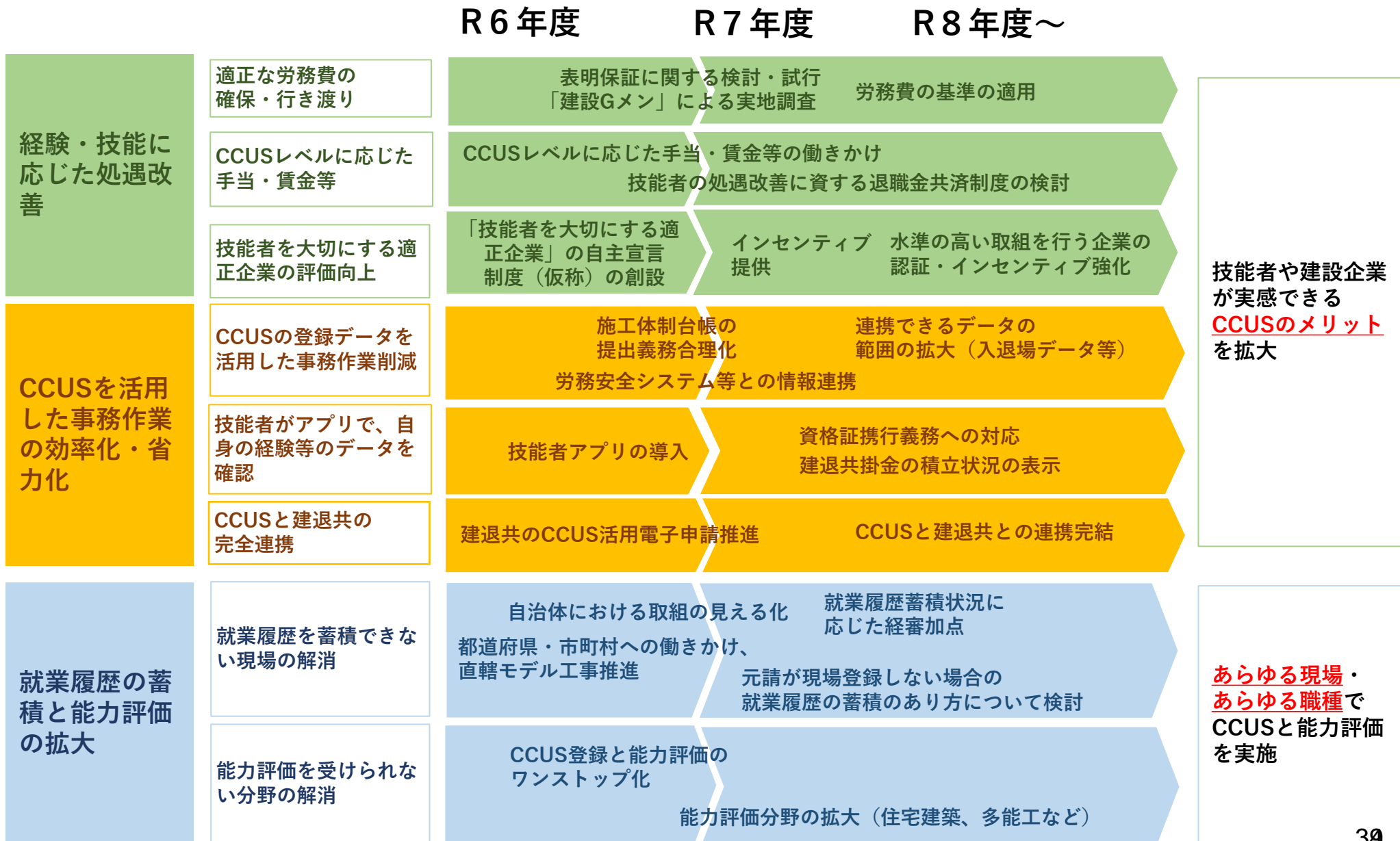
- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（ロードマップ）

<令和6年7月24日公表>



1. レベルに応じた手当支給

①谷脇組（北海道）

自社の技能者を対象に、CCUSレベルに応じた「キャリアアップ手当」を支給。（月額）

レベル	キャリアアップ手当
4（金）	20,000円
3（銀）	15,000円
2（青）	10,000円
1（白）	5,000円

②大和ハウス工業（大阪）

協力会社の技能者を対象に、CCUSレベルと独自の評価制度を組み合わせ手当を支給。

CCUS レベル	①技能者キャリアアップ制度 (事業所負担)	②優秀技能者認定制度 (事業所負担)	①に該当し②に認定 された場合(最大)
レベル4（ゴールド） (マネジメントレベル)	200円/日	1,800円/日	2,000円/日
レベル3（シルバー） (職長レベル)	100円/日	900円/日	1,000円/日
レベル2（ブルー） (中堅技能者)	50円/日	450円/日	500円/日
レベル1（ホワイト） (見習い)	0円/日	0円/日	0円/日

③松井建設（東京）

一定回数以上CCUSへ就業履歴を蓄積した技能者を対象に、CCUSレベルに応じて報奨金を支給（四半期毎）。

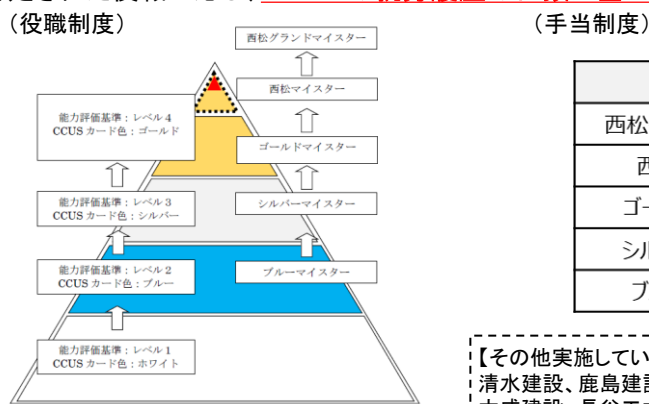
レベル	報奨金
4（金）	15,000円
3（銀）	12,000円
2（青）	10,000円
1（白）	5,000円

【その他実施している企業】
鴻池組、東急建設 等

2. 独自の評価・手当制度の要件等として活用

○西松建設（東京）

協力会社の技能者を対象に、CCUSレベルを考慮し認定される優良技能者制度を導入。認定された役職に応じ、CCUSの就労履歴の日数に基づき算出される手当を支給。



※役職認定には、CCUSレベルのほか、資格や表彰実績等も考慮。

【その他実施している企業】
清水建設、鹿島建設、奥村組、熊谷組、松村組、竹中土木、大成建設、長谷工コーポレーション、富士ピー・エス、村本建設 等

3. 昇給・昇格の要件として活用

(昇格基準)

○フクザワコーポレーション（長野）

自社の技能者の昇格基準として、CCUSレベルを設定。

CCUS	階層	役職	職務基準
4	管理	部長	経営者補佐し業務遂行、会社全体の方針・政策立案 等
		担当部長	全工事の施工要領を把握し合理的に工事を遂行 等
		課長	大型工事等の現場管理や工法等の提案が優れている 等
3	中堅	担当課長	施工管理者と大型工事等の現場管理等を協議できる 等
		係長	上司を補佐し、作業班への指示・指導業務を遂行 等
2	一般	担当係長	適切な判断、アクシデントへの対処、改善・提案能力 等
		主任	条件に基づいて作業班へ作業指示 等
1	3年目	担当主任	加工手順や加工場所を作業班に指示 等
		職長	数名の作業班を率いて、職務遂行 等
		3年目	指示された仕事を作業手順に基づき実施 等
1	2年目	2年目	指導を受けながら職務を遂行 等
		1年目	特別教育などを取得 等

【その他実施している企業】
岡庭建設 等

4. 建退共掛金負担

協力会社の技能者について、CCUSに登録している場合は、建退共掛金を全額負担。

○竹中工務店

○三井住友建設

○仙建工業

○矢作建設工業

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**46都道府県**で実施予定。
- 都道府県発注工事は、**47都道府県**で企業評価の導入等を表明
- 指定都市発注工事は、**20団体**で企業評価の導入等を表明

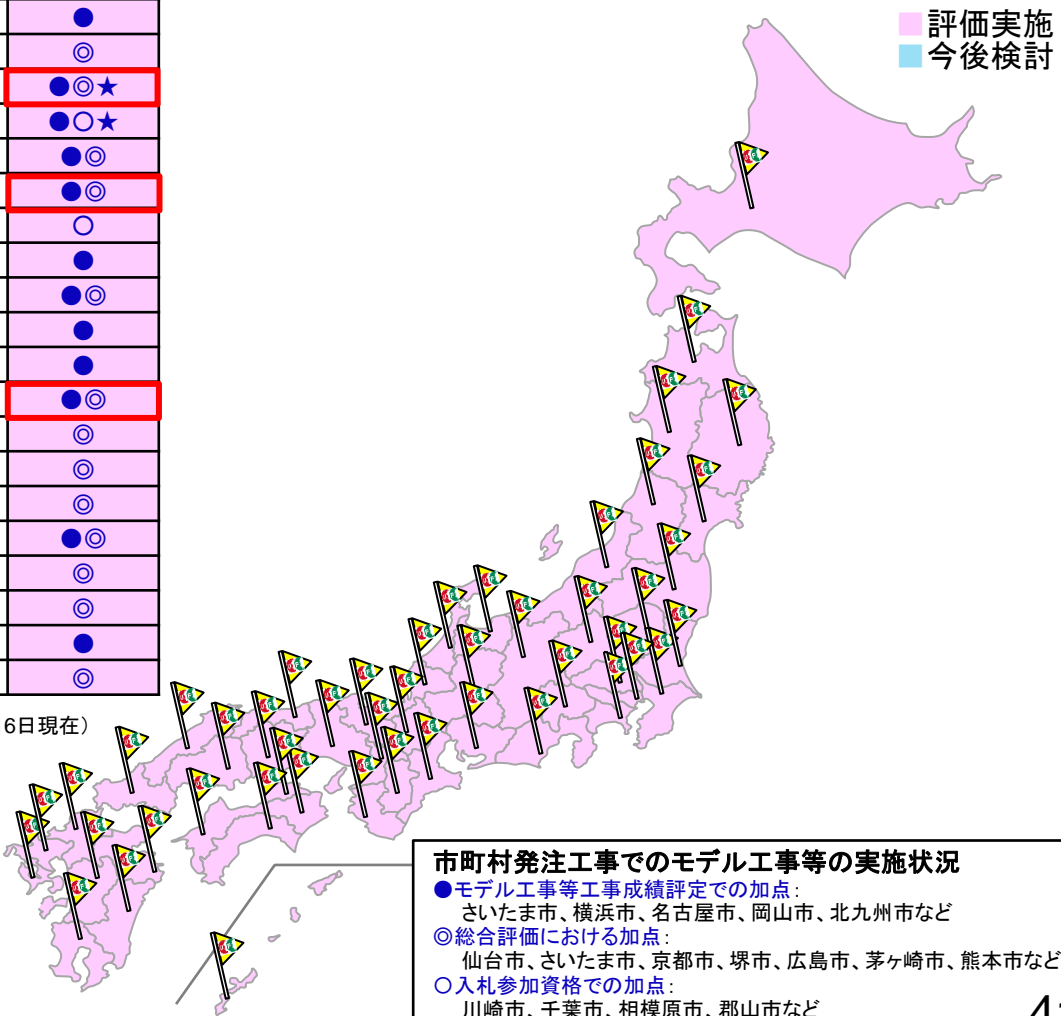
※モデル工事の工事成績評定での加点(27都道府県)、総合評価における加点(22府県)、入札参加資格における加点(17県)、カードリーダー等費用補助(27道県)

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎
青森県		★	京都府	●	●◎
岩手県	●	●◎★	大阪府	●	◎
宮城県	●	◎★	兵庫県	●	◎○
秋田県	●	◎★	奈良県	●	◎
山形県	●	●	和歌山県	●	○
福島県	●	●◎★	鳥取県	●	◎★
茨城県	●	●★	島根県	●	●◎★
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県	●	●◎○★
埼玉県	●	●◎○★	山口県	●	●
千葉県	●	●◎★	徳島県	●	●○★
東京都	●	●	香川県	●	◎★
神奈川県	●	●◎★	愛媛県	●	●★
新潟県	●	○	高知県	●	◎○
富山県	●	★	福岡県	●	★
石川県	●	○	佐賀県	●	★
福井県	●	●○	長崎県	●	◎
山梨県	●	●★	熊本県	●	★
長野県	●	◎○★	大分県	●	★
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●○★
静岡県	●	●◎○	鹿児島県	●	●◎
愛知県	●	●○	沖縄県	●	●○
三重県	●	●★			

指定都市名	指定都市工事での評価
札幌市	●
仙台市	◎
さいたま市	●◎★
千葉市	●○★
横浜市	●◎
川崎市	●◎
相模原市	○
新潟市	●
静岡市	●◎
浜松市	●
名古屋市	●
京都市	●◎
大阪市	◎
堺市	◎
神戸市	◎
岡山市	●◎
広島市	◎
北九州市	◎
福岡市	●
熊本市	◎

(令和8年2月16日現在)

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況



<直轄Cランク工事>
 ● 都道府県建設業協会が賛同協会において検討中
 ※カードリーダー等の費用は発注者が負担 ※北海道は0.5億~2.5億円 ※赤枠は令和7年4月以降に表明されたもの

<都道府県工事での評価等>
 ● モデル工事等工事成績評定での加点
 ◎ 総合評価における加点
 ○ 入札参加資格での加点
 ★ カードリーダー等費用補助
 △ 検討中
 ※赤枠は令和7年4月以降に導入が表明されたもの

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況
 ● モデル工事等工事成績評定での加点：
 さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市、北九州市など
 ◎ 総合評価における加点：
 仙台市、さいたま市、京都市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など
 ○ 入札参加資格での加点：
 川崎市、千葉市、相模原市、郡山市など

担い手確保に向けた取組

1. 概要

「建設人材育成優良企業表彰」

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、「建設産業の担い手の確保及び育成」に向けて顕著な功績をあげている企業を「建設人材育成優良企業」として表彰を実施。

関東地方整備局管内の8社（優秀賞） に対して関東地方整備局長から表彰状を伝達。

応募内容：以下の8つの項目の中から、取り組んでいる内容を応募

- ①CCUSの活用 ②若年者入職促進 ③適正な下請代金による請負契約締結促進
- ④キャリアパスに基づいた人材育成 ⑤処遇の改善 ⑥労働環境の改善、働き方改革
- ⑦女性定着促進 ⑧その他、担い手育成に貢献した取組み等（①～⑦以外のもの）

受賞者数：全国で29社（国土交通大臣賞4社、不動産・建設経済局長賞4社、優秀賞21社）
令和4年より実施し、4回目の実施

「建設産業に関する作文コンクール」

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、建設業の役割や重要性について理解と関心を高めるため、建設業に従事する社会人と、高校生を対象に作文コンクールを実施。

関東地方整備局管内から、3名（不動産・建設経済局長賞に1名（高校生）、優秀賞に2名（高校生）） に対して、関東地方整備局長から表彰状を伝達。

対象者：（社会人）建設産業に従事する人・（高校生）高等学校の建築学科、土木学科等で学ぶ生徒

受賞作品数：（社会人）国土交通大臣賞1作品、不動産・建設経済局長賞3作品、優秀賞5作品
（高校生）国土交通大臣賞2作品、不動産・建設経済局長賞5作品、優秀賞13作品

社会人は平成20年より実施し、18回目。高校生は平成25年より実施し、13回目。

2. 関東地整管内の受賞者

「建設人材育成優良企業表彰」



○優秀賞 <取組のポイント>

- 海老根建設(株) <DX推進チーム設立により測量を内製化し外注費を削減>
- 小木曾建設(株) <建物のバリアフリー化や車いす対応トイレを整備し地域活動に参画>
- (株)創恒 <女性専用トイレ・更衣室・休憩室を設置し、現場における女性の就業環境を整備>
- 中村電設工業(株) <面談と適性検査で思考や行動特性を可視化し、個人特性に合わせたフォロー体制を構築>
- ポラスハウジング協同組合・ポラスハウジング千葉(株) <女性技能社員専用のキャリアルート創設や女性用トイレ（快適トイレ）の現場導入等で女性が働きやすい環境づくりを実施>
- 吉田直土木(株) <完全週休二日制の導入、資格手当を創設>
- 新三平建設(株) <約1200の資格を対象に受験料・報奨金を支給し、社員の「学ぶ習慣化」を促進>
- 成友興業(株) <資格手当を導入し、資格試験の受講料・受験料を全額会社が負担>

「建設産業に関する作文コンクール」



○不動産・建設経済局長賞

伊藤 颯太「目の当たりにした土砂災害が教えたもの」 千葉県立京葉工業高等学校（3年）

○優秀賞

鯉沼 凜凧「幸せを造る仕事」

栃木県立宇都宮工業高等学校（2年）

石井 彰翔「感謝してもしきれない」

千葉県立京葉工業高等学校（3年）

3. 表彰状伝達式

日時：令和7年12月10日（水）13:30～15:00

場所：さいたま新都心合同庁舎2号館 共用中研修室5B



優良企業表彰受賞者



座談会の様子



作文コンクール受賞者

受賞企業の皆様が取り組む内容や課題を発言いただくとともに、高校生が求める職場環境等、様々な内容について意見が交わされました。

担い手確保・育成 YUME-KYOの取組 ～若者講習会～

1. YUME-KYO（関東圏専門工事業担い手確保・育成推進協議会とは）

建設産業専門団体関東地区連合会に加盟する専門工事業団体等が、関東地方整備局管内の1都8県において、現場で直接施工に携わる**技能労働者（担い手）の確保・育成を効果的に進める**ため、建設業の魅力を発信し、入職促進を図ることなどを目的に設立
※行政機関はオブザーバーとして参加

2. 協議会の構成員

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 構成員 | ○建設産業専門団体関東地区連合会 |
| | ○教育機関（工業高校、普通高校） |
| | ○（職）全国建設産業教育訓練協会 富士教育訓練センター |
| | ○（一財）建設業振興基金 |
| オブザーバー | ○国土交通省（本省・関東地方整備局） |
| | ○厚生労働省（本省・埼玉労働局） |
| | ○建設産業専門団体連合会 |

3. 活動方針

①技能労働者の処遇改善のための具体的取組

- ・民間発注者に対する要請活動
- ・元請団体に対する要請活動
- ・専門工事業として取り組むべき方策の検討

②建設産業の魅力の発信の強化

- ・工業高校生を中心とした現場見学会等への積極的参加
- ・出前講座の実施
- ・小中学校をターゲットとした「施工体験」「インフラ教育等」

③技能労働者が夢や希望を描ける社会の実現

- ・入職及び定着のための事業実施
- ・技能労働者の育成のための事業実施
- ・専門工事業ごとの技能労働者キャリアアップ作成

若者講習会（R7.7.18）実施状況 （今年で8回目）

出席者：建設産業専門団体関東地区連合会事務局、建設産業調整官、建設産業第一課長、建設産業第一課
参加者：若手技能者10名（内 男性9名、女性1名（平均23.6歳））

【午前の部：座学】（於:ホテルブリランテ武蔵野）

【午後の部：施設見学】東京消防庁都民防災教育センター



【講演】 征矢建設産業第一課長



【講演】（一社）全国クレーン建設業協会神奈川支部事務局長
ファイナンシャルプランナー・経営コンサルタント 戸田 和吾 様



施設見学

第32回出前講座 (R8.2.2) 実施状況

出席者：建設産業専門団体関東地区連合会事務局、建設産業調整官、建設産業第一課
 参加者：神奈川県立磯子工業高校 2年生 25名 (男性21名、女性4名)

工業高校建設科の生徒を対象に2015年度から毎年開催されており、建設業界に関する講義と実技実習を通じて専門工事業の魅力を実感し、将来の担い手確保に繋げるための取組み。今回は、神奈川県立磯子工業高校において、クレーン従事者から業界の紹介と魅力発信の座学講義を実施した後、校庭に設置されたクレーン車及びバックホウを実技実習する機会が設けられた。

【座学講義】



【挨拶】 佐藤建設産業調整官



【講演】 神奈川県立磯子工業高校 建設重機協同組合事務局 戸田 和吾 様



【トークイベント】 クレーン従事者との意見交換

座学講義では、クレーン業には全国で約1万人（うち女性約150人）従事していること、恵まれた職場環境であること、処遇面が好待遇であること等が紹介された。参加した高校生からは、クレーン車を道路で運転する際に留意していることやクレーンの車体価格について質問があった。

【実技実習】

クレーン車操作の様子



バックホウ操作の様子



官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム（日建連）」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 週休2日を前提として工期を設定、必要に応じて施工期間・時間等の変更について受注者と協議 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用（工事）、余裕期間制度の試行（設計業務）

労務費等へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入 ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増（試行） ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用（工事）、業務スライドの試行
-------------	--

生産性向上

ICTの積極的な活用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産性向上技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用（EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書への作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（土会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

中東情勢関連

各種取組等の情報発信の強化

各団体、個社に対するアンケート・ヒアリング調査に加え以下各種取組等について情報発信を強化

中東情勢などを踏まえた法令違反疑義情報などの収集、重点ヒアリングの実施等

従業員の休業等の情報入手時において労働局との連携、制度周知

各種資材関係協会からの情報発信

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

あなたの周りに建設業法違反はありませんか？

365日、24時間、いつでも、どこからでも情報収集フォームから違反情報の提供が可能です！

提供者に不利益が生じないように情報を取り扱います

建設業法以外の内容に関する通報が増えております
「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為をご確認ください。

建設業相談窓口ナビ
https://trk.graffier.jp/min/kensetsugyo/support/navi

駆け込みホットライン情報収集フォーム
https://www.mit.go.jp/form/index.php?kakakomiti.html

詳細は裏面をご覧ください

事業主の皆さまへ

別添3

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合従業員の雇用維持のため

雇用調整助成金が活用できます

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い事業活動を縮小する際、従業員の雇用維持のため、休業や教育訓練等を実施した場合、従業員に支払った休業手当等に対して雇用調整助成金による助成が受けられます。

対象となる事業所

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- 雇用保険適用事業主
- 最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少(注1は裏面Q1.2)
- 最近3か月間の雇用保険被保険者数等の月平均値が前年同期と比べ、一定規模以上増加していない(注2は裏面Q3)
- 実施する休業等が労使協定に基づいた休業等の実施

助成内容

	中小企業	大企業
助成率(休業・教育訓練)	2/3	1/2
日額上限額	8,870円 <small>雇用保険基本手当日額上限額(令和7年8月1日現在)</small>	
対象労働者の要件	雇い入れ後6か月以上の雇用保険被保険者	
支給日数	100日分 <small>各事業所の対象労働者数×100日分</small>	

支給日数が30日を超えた場合、次の特定高経年期間から教育訓練の実施率により助成率が変わる場合があります。

厚生労働省 LL080527@01

【関係団体】

石油化学工業協会、ウレタンフォーム工業会、フェノールフォーム協会、キッチン・バス工業会、塩化ビニル管・継手協会、押出発泡ポリスチレン工業会、硝子繊維協会

ペルシヤ湾情勢に関する石油化学工業協会コメント(続報)

令和8年5月27日

石油化学産業は、製造業の最上流に位置し、原油を精製して作られる石油製品の一種であるナフサ等を原料とするプラスチック等の石油化学製品を、日用雑貨品、食品包装材、衣料といった身の回り品や自動車、家電・電子機器等の様々な製品の素材として供給する産業である。

2月末のホルムズ海峡の実質封鎖以来、当協会の各会員企業においては、国内石油精製からのナフサ調達を継続、中東以外からのナフサ調達の拡大及び製品在庫の活用により、石油化学製品の供給継続に全力を尽くしている。

現在のところ、令和8年3月及び4月ともに国内出荷においては、製品毎に差は見られるが全体として供給は維持できており、ポリエチレンやポリプロピレンといった主要石油化学製品の在庫についても国内需要の3ヶ月以上の水準を維持している。

また、会員各社による継続的な中東以外の地域からのナフサの代替調達の確保が進み、従来は2割程度であった中東以外からの輸入ナフサの量は5月には大幅に増加する見込みとなっている。

政府からもナフサ由来の化学製品の供給は年を越えて継続できる見込とされており、石油化学製品の供給は、5月以降も平年並みの供給が見込まれており、引き続き需要を満たすべく安定供給を維持していく。

当協会としては、引き続き、国及び会員企業と密接に連携しつつ関連情報収集や必要な措置の徹底など安定供給に必要な対応を行っていくこととしている。

最後に、当協会としては、事態が一刻も早く収束し、ペルシヤ湾地域における船舶の安全航行が回復することを強く求めるものである。

【本件に関する問合せ】
石油化学工業協会
志村、武井 TEL 03-3297-2019

建設・住宅分野に関する相談窓口を設置(国交省ワンストップポータルサイト内)



分野	担当部署名	メールアドレス
建設 (工事契約、建設資材の需給・価格関係)	国土交通本省 不動産・建設経済局建設業課	hqt-kensetsugyouka★ki.mlit.go.jp
住宅 (新築・リフォーム等)	国土交通本省住宅局住宅生産課	hqt-jutakuseisan★gxb.mlit.go.jp
	関東地方整備局建設部 住宅整備課	ktr-jyutakugijyutsu★nyb.mlit.go.jp